

平成26年 3月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告をいたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、横井昌明議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

5番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。きょうもまた最初に質問させていただくことになりました。5番 三宮十五郎でございます。

私は、通告に基づきまして、高齢者や障がい者の皆さんが安心して暮らせる市政を前進させることを中心にいたしまして、市長にお尋ねいたします。

施政方針演説の中で、市長は、子供から高齢者まで、誰もが安全で安心して暮らせる行政サービスを進めていくと述べられました。

弥富市にとって、高齢者の方は、戦前、戦中、戦後の特別な時代に加えて、伊勢湾台風という大惨事をも乗り越え、このまちや国の発展に寄与され、奇跡の復興と高度成長時代を築かれた皆さんに、安心してその生涯を全うしていただくという特別の意味がございます。また、そのことは、より多くの皆さんをこのまちに定住していただきたいという多くの市民の皆さんの願いや市の施策にも合致するものでございます。

人口の増加という面からだけ見ましても、旧弥富町は昭和25年から35年までの10年間は人口1万5,000人台で、目立った変化はございませんでしたが、その後、昭和55年までの各5年間の人口の増加の割合は、多いときには24.5%、少ないときでも13.5%の増加で、3万人を超え、その後の十四山村との合併によって市になる土台を築いてきたものでございます。

まず初めに、こうした高齢期を迎えた多くのお年寄りの皆さんと市民全体の問題でもございますが、安心の医療、入院を必要とされる皆さんのために必要な病床を確保されることについてお尋ねいたします。

市と周辺の医療のために、これまで海南病院が果たしてきた役割は多くの市民の皆さんの認められるところでございます。一方で、国の方針として、高齢化社会に向かって医療の要請が大きく高まっているときにもかかわらず、全国的にも大幅な病床の削減が行われてきたことに加え、海南病院が救命救急センターの指定を受けたことに伴い、多くの病床がそのために特化される。家族で看護できないような入院治療が必要な人でも、一、二週間で退院を迫られることが常態化しております。

以前は、回復期リハビリ病床が60床ほどあり、相談室のスタッフの皆さんが周辺の入院できる病院とも連携をとりながら、大変な御苦勞をなさって、患者の家族状況等も見ながら対応されてまいりました。この病床がなくなったこと、救命救急医療治療のエリアが三重県の北勢地域、稲沢市や名古屋市の西南部に広がり、海南病院への患者が一層ふえ続けていることなどから、周辺の入院できる病床がほとんどいっぱいとなり、自宅に引き取るか、それとも、それができないなら宅老所などに預かっていただくしかないという、相談室のスタッフの方々も頭を抱える日も珍しくない状態がございます。

ひとり暮らし、高齢者のみの世帯がふえ、さらに老親と独身の子供だけの世帯も多くなり、非正規など不安定雇用で、生活費や医療費を稼ぐために朝6時に家を出、夜9時ごろまで働いても年収400万円以下というような方から最近私どもにも相談がございましたが、宅老所の中には、一定の頭金を払い、あとは生活保護の申請から一切の費用の管理まで全て先方に任せる。あめ玉一つも自由にならないと入所している方が訴えられるところもあり、運よく入院することができても、保険対象以外のさまざまな負担がありまして、事実上の自己負担が10万円を超えるところが常態化しており、収入の低い皆さんにとってはとても対応できない、そんなことがまれではございません。公的医療、保険の対象内で必要な人が入院できる病床の確保は待たなしの状態となっております。

市長が代表を務められていると思いますが、海南病院運営協力委員会の市町村の皆さんとも協力し、県にも要請して、必要な病床確保をするための特別の取り組みが求められていると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） おはようございます。

三宮議員にお答えを申し上げていきたいと思っております。

高齢者が安心して暮らせる市政を、そして安心の医療についての御質問でございます。

病院と医療についてのお話の前に、この医療制度をしっかりとバックアップする、いわゆ

る国民健康保険制度について少し説明をさせていただきたいと思っております。

三宮議員も御承知のように、今、国保運営が大変厳しい状況であることは御承知のとおりかと思っております。しかしながら、国民皆保険制度の最後のとりでとして、加入者が弥富市は1万1,500名お見えになるわけですが、この方たちの医療をしっかりとバックアップしていかなきゃならないのが国保制度でございます。

平成26年の予算規模におきましても、国・県からの支出金が11億円、そして前期高齢者交付金が10億円、そして被保険者保険税が11億7,000万円、その中で繰り入れさせていただいている、いわゆる基盤安定のために1億円、そして、市単独といたしまして、法定外の繰り入れが1億7,000万円という状況の中で、平成26年度の総額予算は43億5,000万円の予算規模になっておるわけでございます。これは、対前年度比からいたしますと103%という状況でございます。大変厳しい財政ではございますけれども、いわゆる一般会計から繰り入れをさせていただき、国保運営の安定化にさらに努めていきたいというふうに思っております。

今また、国のほうでは新たな動きがあるわけでございます。御承知のように、この国保運営につきましては市町村単位で運営することになっておりますけれども、大変厳しい状況の中で、今後は、いわゆる都道府県単位で運営していったらどうかということで、シフトの改正が言われているわけでございます。

また、平成25年最後の5兆円の補正予算の中におきましても、国保運営をさらに安定化するために2,200億円の補正が組まれておるわけでございますけれども、これとて大変過少な額だろうというふうに思っております。

御承知のように4月1日から消費税増税という状況の中で、この増税を国民の皆様が御理解していただいたのは、いわゆる社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援という形の中での税の一体改革ということだから認めていこうという考えだろうというふうに思っております。

そうした中において、国の責任において、国民、住民の皆さんの医療制度をしっかりとバックアップしていただくということが、今こそ非常にこの高齢化社会の中では必要になってきたというふうに思っております。

続きまして、安心の医療へということで、海南病院と医療につきましてお話をさせていただきます。

御承知のように、今、海南病院は第2次の整備計画が進んでおるわけでございます。あと完成までに2年半ほどかかるというふうに聞いております。その完成の暁には、3次医療、いわゆる救命救急の医療であるとか、あるいは高度専門医療を担う総合的な病院に生まれ変わるわけでございます。大いに私たちといたしましても、地元の病院ということで期待をし

ているところでございます。

また、先ほど三宮議員がおっしゃったように、私どもとしては、この関係機関の市町村と一緒に、施設整備の応援をさせていただいておるわけでございますけれども、それと同時に、運営協力委員会のもとで、住民、市民の皆様の立場に立った意見等々を申し上げているところでございます。

そうした状況の中において、議員のほうから今おっしゃっていただけるような病床の確保、いわゆるベッドの数が足りないではないかというようなことのお言葉でございますけれども、これから2次病院から3次病院という形の中での海南病院のあり方ということについてお話しするわけでございますが、まず患者さんの立場からすると、入院する上においては、完全に完治するまでその病院にいたい。あるいは家族にとっては、病気というのは非日常的なことなので、しっかりと病院で診ていただきたいと思うのは当然だろうというふうに思うわけでございます。

しかし、今後の海南病院のあり方としては、先ほどから言っております3次医療を担う病院という形の中で、その病院で完結型の治療ということは大変厳しい状態になってくるという状況でございます。

毎日のように救急搬送されている、いわゆる救急車が1日平均20台、年間で8,000台というふうに予測をされております。また、時間外の外来患者、いわゆるウオークインという形でお見えになる患者が毎日のように四、五十名お見えになるというような状況でございます。その中には大変重篤な患者さんもお見えになるわけでございますので、当然ベッドが足りなくなってくるというような状況が日々続くというわけでございます。

そうした状況の中において、平成26年、国の医療機関からも示しがあるように、新しい診療報酬の改定のあり方ということが言われておるわけでございます。それは、一定の急性期を過ぎた患者さんに対して、安定期、そして回復期を迎えたら、ドクターの判断でこれから先の最適な治療をどのようにしていくかということを選択されるわけでございます。地域の医療機関と連携をとりながら、しっかりとその患者さんのケアをしていこうという状況でございます。例えば病院とリハビリテーションの施設、あるいは病院と介護施設の関係、あるいは病院と1次医療を担当していただく開業医との関係、あるいは在宅医療との関係等々について、その地域包括的なケアシステムを構築していこうとされているわけでございます。そういう医療の機能分化についても、私たちは少し理解をしていかなきゃならないというふうに思っております。

ちなみに、今、海南病院のそれぞれの診療科目がございましてけれども、平均的な入院日数は14日と伺っております。これは、他の厚生連の病院関係と比較いたしましても決して短いほうではありません。一日二日長いというふうに理解をしているところでございます。

また、在宅医療については、弥富市には海部医師会所属の1次医療機関の17の開業医がご  
ざいます。そのうち12の開業医におきましては、条件的な違いはあるにしても、在宅医療に  
対する往診制度をとっていただいております。そしてまた、1次開業医と病院の連携とい  
うのはしっかりとしていただいているというふうに理解をしているところでございます。

開業医からさまざまな紹介状を持ちながら、総合病院である海南病院に行かれる。また、  
海南病院から開業医に対して、いわゆるケアという状況の中での連絡をとられる。そういう  
連携が非常に強くなってきているということでございます。

市民の皆さんにお願いしたいことは、自分の体をよく知っていただいている、いわゆるか  
かりつけの医院、こういうところをいま一度お願いしていきたい。海南病院のような総合病  
院に最初からかかって、いろいろな検査を受けながら病院にかかりたいという気持ちは十分  
理解するところでございますけれども、大変混雑もしているわけでございますので、まずは  
かかりつけの医院にかかっていただいて、それから病院との連携というようなこともお考え  
いただきたいというふうに思っております。

このようにして、市民、住民の皆様が安心して医療にかかっていたくためにも、海南病  
院さんに対して、私が市民を代表してお願いしたいことは、今までの医療に感謝すると同時  
に、3次医療という形で担っていただくならば、より質の高い高度専門医療を担っていただ  
く、いわゆるエキスパートと言われるドクターを数多く抱えていただきたいということでご  
ざいます。院長初め、病院関係者、並びに大学の医局に対して強く要望をすることでござ  
います。このようにして、市民の皆様が安心して暮らせる生活、安心して医療にかかれる状  
況というものを行政もしっかりと担っていきたいというふうに思っておりますので、御理解  
をいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 在宅医療については、この後、私、質問をしますが、特に私が先ほ  
ど市長に申し上げたのは、私どもも海南病院がそういう病院になっているということにつ  
いては承知をしておりますが、問題は、そのために、先ほども申し上げましたように、これま  
で回復期リハビリ病床ということで調整の役割を果たしていた病床が60床もなくなってしま  
ったと。もともとこの地域は、内科系の重い病気の患者を受け入れる病院というのは非常に  
少ないところですよ。その中で回復期のリハビリ病床がなくなったこと。そこへ加えまし  
て、先ほども申し上げましたが、海南病院がこういう特別な病院に移行したことに伴いまし  
て、救急医療の医療圏が、三重県の北勢地域から名古屋の西南部まで広がってきておると  
いうようなことの中で、ますますここに患者が集中してくる。ですから、もともと入院でき  
る病院が少ないところへ、私は海南病院で全部治せなんていうことを一言も今もお尋ねしたこ  
とはありません。当然そういう病院ですね。しかし、それを受け入れる病床がなくなってき

ておる。そして、さらにそこへたくさん患者が集まってくるという状況でありますので、医療圏というのは、県が指定をして、海部地域は病床の数はこれだけと。全体に今までも減ってきましたが、そういう中で、入院する病床は他の医療機関と協力するといったが、それができなくなっておるものですから、自宅へ引き取るか、どうしてもない場合は宅老所でも行くしか仕方がありませんということをおっしゃるを得んような状態が現実に出てきていると。こういう状態を放置することは、非常にこの地域の皆さんの医療や健康についてもそうでありますし、加えて、それを引き受ける宅老所等は、いわゆる貧困ビジネスと言われるような劣悪な状態が全国的にも大きな問題になっているわけで、必要な医療を受けられる人が入院できる病床がなくなっておるという現状について、市長の御認識と、その対応を進めてほしいという私の質問にもちょっとお答えいただきたいと思っております。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） 先ほども答弁させていただきましたけれども、海南病院の今後のあり方、現状から将来に向けてのあり方について、少しお話をさせていただきました。

地域の医療機関、あるいは施設との連携、そういった地域ケアという形の方がより一層進んでくると思っています。例えばリハビリテーションの施設、病院におきましては、偕行会、あるいは津島リハビリテーション、あるいは尾張温泉のリハビリ蟹江病院等々があるわけでございます。ここの中には総合的には約200床のベッドがあるわけでございます。そういったような連携の中において、最後までケアをしていただきながら、治療をしていただくというような状況になってまいります。

しかし、最初のお話がありましたように、最初60床あった回復リハビリテーションの病床がゼロになったということにつきましては、これは少し驚きというふうなことがあるかと思っておりますけれども、その辺のことにつきましては、さっきも言いましたような関係施設、あるいは関係病院との連携を密にとっていただくということをおさらにもお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高次郎） 三宮議員。

5番（三宮十五郎） 今、60床も病床がなくなったということは、市長、御存じなかったような、驚きだというお話なんですが……。

市長（服部彰文） 知ってましたよ。

5番（三宮十五郎） 知ってましたか。そうしたら、なおさらですよ。要するに海南病院が特別な位置になったことから、実際にここの病院に来る患者さんたちがふえている。しかも、重篤な患者さんたちがふえているという状況が一方にある。そして、従来はその60床を利用して、一生懸命調整してくださっていたものが、それが調整がつかないような、ほとんど満杯になって、今、市長がおっしゃられたような病院、どこも入れないから、頭を抱え

て、宅老所やそういうところでも御利用していただかんと、探してもありませんということと言われる人たちがふえてきておりますので、ここの改善、特に入院の問題でいうと、そういう対応ができるような対応をされないと、何と申すんですか、宅老所やそういうところへ預けざるを得ないと。どんなに状況が悪くても、とりわけ収入の低い皆さんにとっては安心して行ける病院がどんどんなくなっているという深刻な状態を市長は御承知いただいているかどうか。その対応をどうされるか、直接お答えいただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども私のほうから市民の皆様をお願いをする項目の一つとして、いわゆる在宅医療という状況の中では、開業医、ここのところについてももう一度見直しをしていただいて、しっかりとかかりつけの、自分の体をよく知ってみえる開業医のところへかかっていたきたい。そして、それは大きな総合病院である海南病院との連携がしっかりとされておりまして、在宅医療というような状況の中においても御理解をいただきたいというふうに思っております。

また、ベッドの数につきましては、さまざまな項目がございますけれども、いま一度、運営協力会等において、意見として、御要望として、答申していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 連携して、何とかなるという状況じゃなくなっているということをも十分御理解いただきながら、この地域の医療のために御尽力いただくことを強く要望しながら、在宅医療の問題について、引き続いてお尋ねいたします。

社会的入院を防ぎ、医療費を節約していく。海南病院のような基幹病院には、基幹的な病院と開業医の皆さんが主に担っております診療所との役割分担による効率的な医療体制をつくっていくという国の方針が強く打ち出されておりますが、これまで海南病院が大変便利に使われてきたこともありまして、弥富の医療機関はとてそそれに対応できるものとなっていないという現実も直視していただきたいと思います。

先日も私の妻が行きつけの診療所に健康診査を申し込んだところ、予約制で2カ月先になると、こういう状態です。私が知っている看護師の方の話によりますと、診療所に勤めている看護師さんですが、うちの先生は患者の顔も見ずに、どういう薬を出すか、どういう治療をするかということだけを書いているような状態がずっと続いておると。そういう本当に恐ろしい状態が続いておるといふふうに嘆いております。

さらに、この地方の医療実態に精通しております海南病院の内部では、早くから開業医の皆さんのところの患者数が余りにも多く、先ほど市長おっしゃられたように、17院のうち12院は往診制度をとっておると言っておりますが、実際には、国が言っておるような往診、要

するにみとりを在宅でやるというような往診はできる状態じゃなくて、そういう状態に移行していこうと思ったら、海南病院自身が往診できるスタッフを確保する以外に対応できないということで、こういうことも早くから部内で検討されてきておりました。したがって、本当に患者の立場に立った在宅医療というのは、海南病院と同じ厚生連の関係の病院であります長野県の佐久病院などを中心にしまして早くから取り組まれてきており、長野県はそのために長寿だとか、医療費が大変安いだとかということもよく新聞にも載っておりますし、また発展途上国、東南アジアに対して、こうした仕組みをどんどん指導して、実際に発展途上国の医療や健康面に貢献をしているということもあります。

したがって、実際に本当はこの問題は、海南病院の部内の検討とあわせて、実際にこのまちの、この地域のそういう医療の状態がどうなっているのか。そして、連携がスムーズに行くということを含めまして、行政と医師会と、それから中核病院の海南病院とが一体的に対応しなければ、私は絶対に解決することができない問題だというふうに思いますが、ところが、経費節減だけが国の方針としてつくられて、全国的にも医師不足。そして、一応往診をするということとはっておりますが、実際にはなかなかみとりを含めた往診体制などはとてもできる状態じゃないというのは海南病院の先生たちもよく知っておりますし、とりわけ開業医の先生たちというのはすさまじい過密労働をされておりますよね。こういう状況の中で、私たちは今後のこの地域の医療制度を、行政としてはやっぱり一番大事なことのひとつとして位置づけていかなきゃならないと思っておりますが、その辺の問題の検討が、例えば海南病院のこの協力委員会ですか、こういう場所でどのようにされているか、少し詳しく御答弁いただくとありがたいです。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほどもお話をしておりますけれども、平成26年度からは診療報酬のあり方ということについて国の指針も出てきておるわけでございますが、病院、あるいは行政、あるいは開業医、あるいはそれぞれの施設でいかに連携をとって行って、安心した医療を住民の皆様提供していくかということになるのかなというふうに思っております。

いろんな課題につきましては、今、三宮議員のおっしゃるようなことにつきましては、これから運営協力委員会等においても発言をしていきたいというふうに思っております。

運営協力委員会におきましては、今の整備計画がどういう状況で進んでいって、どのような形で診療科目、あるいは地域の災害拠点病院というふうにも位置づけされておりますので、そういったようなことについての内容の精査、そして今後、新しく2次開設が2年半ほどになるわけでございますけれども、今度の会議においては、そういったような進捗状況等が協議する内容になってくるかなというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、地域の医療機関の根幹をなす海南病院でございますので、我々としては、関係市町村と一緒にあって、さまざまな住民の要望を申し上げていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 海南病院は、これまで非常に地域に便利に使われてきましたよね。さっきも市長も言われたように、救急指定のところじゃなくて、行けば診てもらえるということもありまして、私も時間外に行ったこともあります、実際に。

ただ、ここへ来て、26年度の診療報酬の改定もありまして、そういう一定の縛りをかけてきますから、一層海南病院が使いづらくなります。現実にこの地域で、例えば60床の回復期リハビリ病床がなくなったというのはすさまじい、もともと不足しているところにそれだけなくなるわけですから、しかも海南病院のソーシャルワーカーを中心にしました支援スタッフというのは非常に誠実な人たちが多くて、朝も、介護保険の関係もありますが、若い人と年寄りだけの世帯では一番生活の中心になっている人の理解を得るといってもありまして、6時前にうちを出て訪ねていくとか、夜遅くまで行くとか、こういうふうにしなから、この地域の医療や介護を支えてきてくださっておる中で、実は割方条件の悪い人たちの医療も支えられてきたんですが、これが、一番頼りにしておった、自身が持つておる病床がなくなったということの中で、さっき言ったようなことが起こってきておりますので、こうした事態を本当に行政も一体になって打開していくということ。

それからもう一つは、本当に国が言っておるような在宅医療なんかとてもできる状態じゃないということについて、一度海南病院のそういう業務に携わっておるスタッフの皆さんからしっかり市長も聞き取りいただいて、早急に対応しないと、もう26年度からそういう方向で診療報酬が改定されていくわけでありまして、本当に重大な事態に直面しておるという認識を持って、この問題に正面から取り組んでいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 海南病院の山本院長は、地域医療については努力を惜しまないというふうにおっしゃっていただいておりますので、いずれにいたしましても、全てこの基幹病院の役割ということはしっかりと担っていただくということで、また協議を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 海南病院がどんなに頑張ると言っても、海南病院ができることと、この医療圏なんかは海南病院でどうにかできるわけじゃない。関係市町村と県の合意がなければできないわけでございますので、本当に今、国が進めようとしているような医療制度体

制に移行するには、医師不足だとか、いろんなことがネックになって、安心して医者にかかることができない状態が目に見えております。したがって、本来、3次救急を中心に海南病院は進めてきたわけでありますが、さっきの相談室のスタッフの皆さんは早くからこういう事態を心配されて、海南病院自身が往診できるスタッフを確保しなきゃならんということとをずっと提言してきていたようでございますので、ぜひ弥富と周辺の医療の現状について正面からひとつ取り上げていただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次は、介護保険制度の改悪を許さず、安心の介護を守ることについてお尋ねいたします。

現在、要支援と要介護1までの市の介護認定を受けている人は半数か、それを超えるほどの割合になっておりますが、今、国は、この人たちの介護サービスの大幅な切り下げを行い、国民と市町村の負担を大幅にふやす方向にかじを切っております。そういう事態が心配されて、昨年12月までに全国の少ないない地方議会、我が弥富市議会もそうではありますが、国に対するこうした制度の改悪をしないことを強く求める意見書を可決し、政府や国会に要請してまいりました。

現在は、介護度ごとに1割の自己負担で在宅サービスが受けられる限度額が定められており、最も低い要支援1が月額、総額で4万9,700円、この1割を負担するというところでございますが、要支援2が10万4,000円、要介護1が16万5,800円で、この限度額を超えた分は全て自己負担となることが介護保険で定められております。

政府は、こうした人々の介護サービスを介護保険サービスから外し、市町村のサービスを利用するよう誘導していく方針です。しかも、その人々に対しては、今後、介護認定をせずに、大幅にサービスの限度額を引き下げようというものです。

2月4日、厚生労働省老健局振興課は、日本共産党の新聞「赤旗」の取材に対して、「要介護認定を受けずに市町村のサービスを使う人は、要介護度が不明のため、これまでの限度額は適用されなくなる。市町村ごとにばらばらにならないよう、国のほうで一定の基準を示す。要支援1以下にする方向で検討している」と説明をしました。具体的な限度額は政省令で定めるとし、介護保険法の改悪法が成立した後、自治体向けの担当者会議を開催する中で示すという考えを明らかにしました。

医療と介護事業によって、認知症などは初期に適切な対応が行われれば悪化を防ぎ、生活を安定させ、医療や介護の費用負担も減らすことができることがこれまでの多くの事例で明らかになっている中で、こうした時代逆行の改悪は高齢者とその家族の尊厳を奪い、さらなる財政破綻への道に踏み込むことにもなりかねません。市長会や町村会と各議長会とも協力して、こうした制度改悪を許さないための取り組みを進められることが今強く求められていると思いますが、こうした制度の、私どもは改悪と言っておりますが、行政は改正と言っておりますが、どう理解をし、どう対応するおつもりでおられるのか、具体的な御答弁をいた

だきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 安心な介護ということでございますが、平成27年度から29年度の3年計画で第6期の介護保険事業計画を平成26年度に策定することになっております。国のほうからは、予防給付の改正、従来の改正という形の中で、要支援1、2の要支援認定者に対する訪問介護、あるいは通所介護については、総合事業として市町村のほうで担当しなさいという形のものが言われてきているわけでございます。

今、弥富市といたしましては、要支援1、2の段階で約500名の方が認定をいただいております。介護事業という形の中で、その財源も大きな位置づけがあるわけでございますけれども、これからどうするかということにつきましては、先回も海部の市町村会議で協議がございまして、これから事務方において、この海部地域の中でのいろんな問題について議論をしていこうということになっております。内容であるとか、あるいは基準であるとか、あるいは単価というようなものについて事務局のほうで協議をし、そしてまた市町村会で全体的に会議を開いていくという形の中で進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても他の市町村と連携をとりながら、この要支援1、2の認定に対する制度改正につきまして取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 私、今申し上げましたのは、2月の4日に私どもの新聞「赤旗」の取材に対して、厚生労働省の老健局振興課がはっきりと、要支援だけじゃなくて、介護1もそういう方向にしていくということと、全体の給付については要支援1以下にしていく。しかも、今後、そういう人たちについて言うと、介護認定をせずに介護給付をしていくということややっていくというようなことまで具体的に述べまして、そして、法律で変えるということは決めると思いますが、具体的な中身は政令や省令で決めると。決めた段階で、恐らく都道府県を通じて周知をしていくということで、今、市長がおっしゃったことよりも、かなりまた幅がひどくなって、今言ったように要支援1、2で大体3分の1ぐらいですが、要介護1を加えると半分になるんですね。ここの果たしている役割というのは、さっき申し上げたように、初期に対応することで本当に悪化を防ぐことができるということは、認知症なんかの研究の中で今大きな改善がされてきている、あるいは介護保険事業の非常に大事なところですが、ここを、今の要支援1のレベルに下げていくということをはっきりと公言しておるわけですから、これは相当厚労省部内の検討が進んでおるといふことだと思ふんですね。そういうことが言われておりますが、問題は、予算の場合は、予算がなくなったから打ち切るといふこともできますが、保険給付ですから、お金を払う加入者になることで、国民は保険給付を受ける権利が保障されているにもかかわらず、これを保険給付の対象から外し

て、しかも予算を削って、市町村に丸投げすると。こんなことをされたら、本当に国と国民の信頼関係は根幹からなくなるということで、厚労省内部でもかなり批判が出ておりますし、それから、日本労働総同盟ですか、一番大きい労働組合ですね。ここも、これはもう絶対に承服できんということで意見書を出したり、全国の地方議会でもたくさん意見書を出しておるのは、ここまでひどいというふうには、今市長おっしゃられたように、要支援だけかなというふうな話だったんですが、実際に、つい1カ月ほど前にそういうことをきちんと担当課が外部の取材に対して述べておりますので、ここはしっかり調査をしていただくと同時に、そういう事態にならないように、やっぱり保険に加入した場合は、その条件はきちんと保険で守っていただくということを正面に据えながら、各市町村とも協力をお願いしていきたいと思いますが、改めて市長の御見解をお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

要支援1、2の段階の方が、先ほども言いましたように500名前後お見えになりまして、今、三宮議員がお話になりました要介護1の段階の方が330名ほどお見えになります。まさに1,700名ぐらいの要介護認定をさせていただいておる半数近くがそういったような状況の枠の中にお見えになるわけでございますけれども、私どもは、この要介護認定ということにつきましては、一部事務組合という形で、蟹江町、そして飛島村と一緒にあって、広域事務組合の中で介護認定をさせていただいております。この組合の中でしっかりと協議をさせていただいて、改悪の方向に進まないような形で協議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それと同時に、介護予防ということにつきましても、やはりしっかりと、これも行政の一端でございますけれども、皆さんとともに考えていかなきゃならないことだろうというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） 結局国の政省令で、恐らく今言ったようなことが具体化されれば、この期間でそういう人たちはもう対象にしないということになりますので、ますます本当に事態は深刻になっていきますので、ぜひきちんと介護保険の加入者が介護保険の給付として給付を受けられるように、今、市長、改悪というふうにならないようにということなんです。非常に今、外部に対して、しかも私どもの機関紙の記者に対してそういう言明をするということは、腹をくくってなきゃできんことですよ。そういう事態ですので、ひとつ事の重大性を十分御承知いただいて、必要な調査も行い、対応していただくことを強く求めて、次の質問に移ります。

次に、介護保険制度に続きまして、障害者自立支援法が制定され、障害者福祉サービスを

受益として、1割負担が導入されましたが、全国の障がい者団体の皆さんが、障がいの重さを理由とした差別は世界と日本の障がい者の人権を守る法制度の趣旨に反するものとして、厳しい批判を行い、裁判を起こされ、国と障がい者の間で法の定めに沿った制度の運用を行うことで和解が成立をしました。ところが、その後も64歳までの方は、弥富市でもそうでございますが、障害者福祉サービスを受けますが、65歳になると、強制的に介護保険に加入をして、要するに1割負担。障がいの重い人は受益だということで、一層重い負担を強いられるということが行われております。

県内でも、これは障がい者の権利を守る世界や日本の法律にも違反をしているし、さらに国との障がい者団体との和解条項にも反するというところで、愛知県知事に対して不服審査の請求を行いました。知事はこれを却下しました。

したがって、この方は、この知事の決定は、障がい者団体と国の和解条件や障がい者の権利を守る、今の日本でもそうでありまして、国際的な枠組みとも相入れないということで、新たに裁判を起こすということで準備をされております。

また、愛知県では、平成20年4月以降に、新たに65歳を過ぎて身体障害者等級の1・2級相当となった方々への県の手当支給を取りやめました。さきに、当時の私の質問に対し、市長は、こうした県の対応には道理がないので改善を求めていきたいと表明され、西尾張や県の市長会の賛同もいただきまして、県に要請していただきましたが、その後も県は一切改善の動きを見せておりません。高齢者や障がい者の皆さんの尊厳を守れる道理ある市長、市民と県民の命と暮らし、人権を守れる草の根の声が通じる市民のための市政を目指す御尽力を求めたいと思いますが、御答弁をお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、三宮議員の質問項目は2つあるかなというふうに思っておりますけれども、後段のほうの御質問につきまして、いわゆる65歳以上に新たに障がい者になった場合において、支給の対象外になられたということに対して、私は、第155回の愛知県市長会のほうにおきまして議案として提出させていただきました。そして、県に対して、再度見直しをしていただくように強く要望を求めたわけでございますが、県側の説明といたしましては、先ほど三宮議員もおっしゃったように、介護保険法、あるいは障害者総合支援法の施行の中で、障がい者を取り巻く環境が変化をしているという形になってきております。介護保険制度の中で、介護保険サービスの充実ということになってきていると。高齢者になってから障がい者となられた場合においては要介護認定を受けることができますので、そうした形の中における介護保険給付サービスを受けていただくということ。もう一つは、若いころからの障がいということではなくて、現役世代における資産形成、あるいは厚生年金等の年金があると考えられますので、収入面において、ある程度確保されていると。そういった形

の中で、新たな手当ということについては少し財源的にも厳しいから、対象外とするというようなことでございました。

今後も機会あるごとに要望をさせていただきたいというふうに思っておりますが、前段の問題につきましては、民生部長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、答弁申し上げます。

65歳以上の障がい者の方の介護保険の調整ということと、それから県によります、60歳以後に新たに障がい者になった方を県の障害給付から締め出すという御質問でございますが、65歳になりますと、介護保険の1号被保険者となりまして、障がいのある方の介助につきましては、介護保険制度が優先されることになるのは御承知のとおりだと思います。

ただし、その心身の状況とか、サービス利用を必要とする理由は多様でございますので、介護サービスを一律に優先させ、これによりまして、必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難でありますので、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、当該サービスに相当する介護サービスを特定いたしまして、一律に当該介護サービスを優先的に利用することはしないこととなっております。

要するに障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聞き取りにより把握しまして、障がい者の方が必要としています支援内容を介護サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断いたしまして、必要があれば障害福祉サービスの利用もしていただけるということでございます。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたように、障がい者の団体の方が和解をしたのに、それを国は守っていないのではないかというお話でございました。介護保険法に基づきますサービスにかかる利用者負担につきましては、高額介護サービス費や特定入所者サービス費等によりまして、所得に応じた負担限度額を設けるなど、低所得者への配慮を行っております。

いずれにいたしましても、国は介護保険優先原則につきましては、障がい者とそれ以外の方々との公平性や給付に係る財源のあり方を含めまして、総合的、かつ慎重な審議が必要であるというふうに言っておりますので、私どもとしては、これを注視していきたいというふうに思っております。

議長（佐藤高清君） 三宮議員。

5番（三宮十五郎君） この問題は、1つは、県の障害者手当は、65歳以前に障がいになった人と65歳になった人では違うという説明をされているようですが、例えば厚生年金法でもそうでありまして、恐らく職員共済保険も同じことだと思いますが、勤務中に、お勤

めのさなか、加入者の間に一定の障がいになられて、障害年金の給付が受けられる、こういう方につきましては、その時点からずっと御本人が亡くなるまで非課税年金になりますね、障害年金ということですから。したがって、お勤めの途中でそうなられた方は、実はそれで所得はゼロになりますし、障がいの重い方は1級年金制度もあって、125%に加算をされるという仕組みがありますよね。ところが、65歳以上で障がいになった場合については、年金のほうは課税年金ですね。かえって、せっかくそういう保護する制度があるにもかかわらず、それはもう一切目をつぶって、ちゃんと働いてきたんだからという理由なんです、人生70年、80年時代というときに、65歳で障がいになった人は、これはもう年寄りだからしょうがないと。あるいは障がいになった人は自分でなったんだから仕方がないというような対応というのは、やっぱり障害者基本法やそういう精神からいって、私は法の趣旨にもとるものだというふうに考えざるを得ません。

同時に、そういう人たちもそうなんです、みんながみんな、公務員だったり、あるいは大企業の労働者だったりというわけではありません。自営だったり、あるいは中小零細企業で転々と職を変えたりして、基本的に国民年金か、それに毛の生えたような状態の年金受給しかできていない人たちがたくさんおります。これはやっぱり若いときに、ちゃんとまともだったから、その人の生活が保障されておるなんていう言い分というのは全く成り立たないと思うんです。ましてや国民年金加入の方に至っては、満額掛金を続けても、通常40年かけて6万6,000円ほどですから、そこから介護保険料が引かれ、いろんなものが引かれていくわけでありますから、とてもそんなことが言えるような国民の暮らしの状態じゃないと思うんです。

通常、ヨーロッパなどの先進国は、トヨタ自動車にしたって、向こうで工場をつくったときには年金保険料や医療保険料は労働者の2倍負担するというのがヨーロッパの大原則になっていることから、みんな年金暮らしになるのを楽しみにしている。

日本は、とてもそんな状態じゃなくて、どんどん切り下げていく。しかも、もう一方で、私たちが世に出た時代、要するに社会に出た当時は、確かに世の中は貧しかったけれども、ちゃんと働いて、その時代にふさわしい形で結婚して、子供を育てることができるだけの、社会の発展の度合いに応じてというんですか、成長の度合いに応じて、そういう収入が保障されました。

さらに、日本の経済を支える中小企業に対しても、非常に元気になる施策がとられてきました。その当時、大企業がもうけをため込む割合というのはせいぜい五、六%だったわけですが、今日ではもうけ全体の4分の1ぐらいため込んでいくとか、そして非正規雇用なんかを蔓延させる。さらに株の配当やそういうものについて言いますと、本当に税金が安い仕組み、大企業や大資産家には税金が安い仕組みをつくって、財政危機をつくり出す。

こんな状態の中で、国民の暮らしにこんな形で目を向けるやり方というのはとても許せないと思いますが、今、市長は機会あるたびに県のほうにも要請していくとおっしゃられました。もう一つ、今、部長のほうからお答えがあった、介護保険だけじゃないよという話ね、障がい者の方。それは、枠を広げるということであって、1割負担をなくするということじゃないんですよね。うんと所得の低い人についてはある程度の対応はするけれども、枠を広げるということである。

障がい者の人たちが一番問題にしたのは、障がい者のサービスは受益だと。したがって、障がいの重い人ほどたくさん負担をするのは当たり前だということは、バリアフリーをうたって、障がいがあることで一切社会的差別を受けないという、世界中の障がい者施策の一番根幹をゆがめることをして、これだけは絶対許せんといって裁判を起こしたわけですね。そして、国民世論に押されて、国もそれを認めて合意したわけでありますから、全く成り立たない理屈で住民の要求を抑え込むというようなことについては、ぜひもっと道理のある、市長は常々言われますね。市民のために役立つ役所、国民のために役立つ政治を目指して御尽力いただきたいことを要望いたしますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

65歳以上になられて、初めて大きな障がいを持たれる方に対して、県の見解は先ほど申し上げたとおりでございます。弥富市にもたくさんお見えになります。私どもといたしましては、まだ交付団体というような状況でございますので、国とか県の基準というのは、一つの基準として、我々としては参考にしていかなきゃならないわけでございますけれども、たくさんお見えになる方に対して、どうして市として手を差し伸べられるかということにつきましては、またしっかりと私ども行政の中においても協議をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

〔「質問は終わらせていただきます」と5番議員の声あり〕

議長（佐藤高清君） 暫時休憩します。再開は11時10分とします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実でございます。

通告に従いまして、大きく分けて2件質問いたします。

鍋田港のしゅんせつと4号樋門電源確保について、2点目、弥富市総合計画・後期基本計画の中のスポーツ振興についてお尋ねをいたします。

この弥富地域は、降った雨はもちろん、家庭で使用された水の一滴たりとも排水機による排水にしか頼ることができません。その中で、広域下水につないでみえる方のみは家庭排水は直接海に出ます。それ以外のところでは、けさ、皆さんが顔を洗った水も、ゆうべ入ったお風呂も皆排水のおかげで海に流せると。そのような地域ということを踏まえて、質問をいたします。

まず、1番として、鍋田港のしゅんせつの必要性についてお尋ねをいたします。

鍋田南部排水機場の完成は、今年度の梅雨どきや台風シーズンには間に合うよう進捗しております。3月末の完成とお聞きしております。

また、同時進行で進められています内水面護岸工事も行われていますが、水路のしゅんせつがまだ私が見に行きました2月16日の時点では手つかずでございました。排水機の完成と同時に完了するようお願いしておりましたが、まだ手がついておりませんでした。

まずお尋ねをいたします。完成間近の排水機と、現在稼働している排水機との能力の差があるのか、またないのか、お尋ねをいたします。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、小坂井議員の御質問に答弁をさせていただきます。

最初に、排水機場の完成と同時期にしゅんせつが完了するかという御質問だったと思いますが、内水面側におきましては、鍋田導水路のしゅんせつにつきまして、県営湛水防除事業で鍋田2期地区として鍋田南部排水機場の更新を行っております。排水機場の通水量を確保するために行われている状況でございます。

しゅんせつにつきましては、当該事業の完了であります平成27年度には完了するというふうに聞いております。

また、排水機場の起動式は平成26年3月22日でございますが、場内整備等も含めました排水機場全体が完了する時期とほぼ同時期になるというふうに聞いております。

また、次の質問でございますが、新の排水機と旧の排水機の排水能力の差という御質問でございますが、更新後の排水機場の能力でございますが、これは、本年度11月まで稼働しておりました旧の排水機場と同じ毎秒11立米の排水能力となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） その中で、排水機が完成し、水路がしゅんせつされるのが27年と伺いましたが、この排水機場は、排水口が港の港内に排水をされております。少し変わった構造というか、システムになっておりますが、例えば孫宝排水機ですと日光川へ排出する

と。ところが、狭い港の中へ排出をしておりますので、水はある程度出てきますが、排出された土砂及びヘドロが港の中にたまってしまっております。これによって排水機的能力もかなり落ちるのではないかとと思いますが、海に出る樋門は東の角、そして排水機の口は西に近い東向きということで、真っすぐに排出がされていない。したがって、中の水が港の中をぐるぐると回って、渦を巻いて、その後、やっと海へ出ていくと。そのうちに排出されましたヘドロや土砂が堆積をするというようなことが考えられます。

水門は3.6メートルの樋門が2基あります。平成21年3月、この樋門は県の事業で改修され、24年7月、港の利用者により水門前後の底ざらえが実施され、水深も深くなりました。県のほうでは水門の改修のみで、ついておったカキ殻とか、周りの土砂は取っていただけなかったということで、港を利用している方々が自費で180万円をかけて、船の出入りには支障ないように掘り下げたと。それによって排水口、樋門のところは深くなったんですが、それ以後も港は浅くなる一方で、土砂の堆積が見られます。大潮の干潮には真ん中に島ができるような状態になっているとお聞きしております。

水路のしゅんせつと同時に、排水口である港のしゅんせつが必要ではないのか。排水能力を生かすためにも、また鍋田港の機能維持のためにも、港のしゅんせつは切り離せないのではないかとと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁をさせていただきます。

鍋田港の機能維持のためのしゅんせつでございますが、外水面側でございます鍋田港と呼ばれる船だまりがございまして、正式名称ではなくて、名古屋港の港湾区域内にありまして、水面を管理しております名古屋港管理組合では弥富・鍋田ふ頭と呼ばれております。

港の扱いとなっていないことから、船舶の係留行為については、現在のところ、係留業者と名古屋港管理組合との調整が行われております。弥富市といたしましても、これを注視している状況でございまして、またヘドロの堆積につきましては、遊船組合からも陳情をいただいております。弥富市としても把握しておるところでございます。

その除去につきましては、平成24年度の名古屋港プレジャーボート対策協議会におきまして、本市より議題として提案をさせていただきました。名古屋港管理組合からは、土捨て場の確保や港湾機能のない区域への投資に対する費用対効果等から、対応困難であるという回答もいただいております。これは、弥富市だけじゃなくて、東海市、知多市においても同様というふうに聞いております。しかし、今後も引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

また、排水機能の完成にもしゅんせつが必要不可欠ということでございますが、県のほうにも確認をさせていただきます。排水されます鍋田1号樋門から鍋田4号樋門の間につき

ましては十分な排水断面が確保されておるといふことで、排水上の支障はないという回答をいただいております。

なお、こういったことも当然あるかとは思いますが、管理者であります名古屋港管理組合のほうに引き続き要望をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高次郎） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 先ほども申しましたが、特殊な排水機場の排水口になっておるといふことです。直接海へ排水機から排出すれば、何ら問題はないんですが、港の中へ水を出すとあつは、自然排水で海に出るといふことでありますので、満潮のとき、あるいは干潮のときには、内水面の断面はもちろ満潮になればありますが、干潮のときに本当にその断面があるのかといふのはちょっと不信を持ちます。

と申しますのも、あれだけヘドロがたまってくると、断面があつて、水がスムーズに流れれば、ほかのところにごみがつまるといふことは考えられないことであつて、構造上の問題ももちろ考えられると思つてます。重ねて申し上げますが、しゅんせつは私はどうしても必要ではないかと思つてますが、御答弁をよろしくお願ひします。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答へ申し上げます。

鍋田2期の新しい排水機という形で、3月22日に竣工するといふことに対しては大変うれしく思つておるわけでございます。いろいろなことが、今、気象条件を含めて心配されるわけでございますので、一刻も早く起工式を望んでおつたわけでございます。そのためには、内水面のヘドロの管理と、おっしゃるやうに鍋田港の外面向してのヘドロの管理が必要になつてくるといふことでございます。

いずれにいたしましても、今のこの排水機における水路設定につきましては支障がないといふことでございます。私も現場を見ておりますけれども、多くのプレジャーボートが亀の甲羅のやうな状況で、出入りが大変厳しいといふことであります。

また、改めて海部県民センター、この排水機を管理するところでございますけれども、建設課長と協議することになっておりますので、またこの辺のことにつきましては強く要望していきたいといふふうには思つております。よろしくお願ひします。

議長（佐藤高次郎） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 内水面排水機には除じん機というものがあつてます。大きなごみなどは除じん機によつて食いとめられたり、回収がされておつてますが、土砂やヘドロも一部のごみでございますので、弥富市にも一部の責任があるのではないかと。また、県にも働きかけて、鍋田南部排水機場完成の暁には、中のしゅんせつと同時に、港のしゅんせつをお願ひし

て、この質問は終わります。

次に2番目の、今の関連でございますが、鍋田港の4号樋門の電源についてお尋ねをいたします。

この樋門は、ただいまの質問でも触れましたが、港内から海へ出る樋門であります。台風時には樋門は閉じられます。また、津波、3年前の東日本大震災のときも津波警報が出まして、閉じられたと聞いております。そのたびに大きな発電機を積んで、どなたかが駆けつけて、樋門の開閉をしているようでございます。

高さが4メートル掛ける7.2メートル、真ん中に仕切りがありますので、3.6メートルの幅で、高さが4メートルのものが2門あるということでございます。これが2段式になっておりまして、上段が4.8トン、下段が6.53トン、1分間に0.3メートルのスピードで上下ができるということになっておりますが、市では、誰がどこの要請で、どの段階で、またどなたが現地に来て実施をしておるのか。また、閉め切るのに何分かかかるのか、上げるのに何分かかかるのか、わかっておったら教えていただきたいと思っております。

議長（佐藤高君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 4号樋門の開閉はどこの要請で、どの段階でどこから来て、どれくらいの時間がかかるかという御質問でございますが、鍋田4号樋門につきましては、海岸管理者であります愛知県が定めます鍋田4号樋門操作規則及び細則によりまして、その運用が定められております。

これによりまして、樋門は常時あけてありまして、全県、または尾張西部に高潮警報が発表されたとき、あるいは伊勢・三河湾の大津波の津波警報が発表されましたときに、鍋田南部及び鍋田第2排水機場を管理しております鍋田土地改良区の確認を得て、愛知県海部農林水産事務所の職員によりまして閉じる操作を行うこととなっております。また、弥富市、または鍋田土地改良区から要請があったときも閉じる操作を行うこととなっております。

この樋門につきましては、鍋田海岸堤防の防護をしております範囲を、高潮・津波による浸水被害を防止することを目的といたしまして昭和54年に設置されております。名古屋港内の埋立地に囲まれていることもありまして、通常の台風程度では閉じる操作は行われないうふう聞いております。

試運転以外の実績といたしましては、先ほど議員からの御質問の中にもありましたが、平成22年2月28日の南米チリ地震と平成23年3月11日の東日本大震災の2回、いずれも津波対応ということで操作を行っております。

緊急時におきましては、閉じる操作につきましては、電気を、発電機でございますが、使用せずに扉の自重降下、いわゆるおもりで下げるということで閉じる操作をしたほうが早いということで、1分以内に全扉が閉められるというふう聞いております。

先ほどの自重降下ということ、先ほど議員からも御質問がございましたが、電気を使うよりこのほうが早いということで、現在もこのような対応をさせていただいておるといこと  
でございますので、あわせて報告させていただきます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 上げるときには電気で上げるわけですが、おろすとき、電気は使  
わなくてもいいというお話でございましたが、発電機を持って水門に駆けつけられるとい  
ことを伺っております。ということは、一旦少し持ち上げておいてロックを外すとか、そ  
のような操作が必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） 先ほど御説明不足で申しわけございませんが、今の自重降下にお  
きましては、扉のロックを解除して、自動的に落とすということでございますので、よろし  
くお願いいたします。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 私が伺っておりますところによりますと、おろすときも発電機を  
持って港へ見えるということをお伺いしておりますので、そのロックを外すのは、大きなハンマ  
ーでたたいて外せばおきるものなのか、一旦電気を入れて、少し持ち上げておいてロックを  
外すのか、そこら辺のところはちょっとわかりませんが、わかっておりましたら。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） ロックにつきましては、電気を使わずに人力で外すというふう  
にお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 私の聞いておる範囲では、電源車で見えますよということをお伺  
いしたので、そこらのところまでは私も認識しておりませんでしたので、自重で下が  
ると。

何でこういうことを申しますかというのは、南海トラフの地震が起きたと。じゃあ、誰が  
あそこの水門をおろしに行くんだということを考えまして、ただただ行って、ロックを外し  
て、その後で逃げてくればいいんだということならば心配はございませんが、どっちにし  
ましても、表の堤防よりも港の囲みは1メートル以上低いです。したがって、水門から水が堤  
防は越さなくても、中の排水機のところとか、ほかのところは一段低くなっておりますので、  
中の水が津波によってあふれるということは十分考えられますので、もしそのようなこと  
が起きたときには誰かが必ず水門を閉めていただくことを要望して、次に移ります。

では、2点目の、弥富市総合計画後期基本計画の中にスポーツの振興ということで記述が  
ございましたので、その部分について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

スポーツは、人生をより豊かで充実したものにするとともに、心身の健全な発達に必要不可欠であります。人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは極めて大きな意義を持ちます。国では、スポーツを取り巻く環境が大きく変化する中、スポーツ基本法を制定し、スポーツ立国の実現に向けた実施を国家戦略として、総合的かつ計画的に推進することとしていますという記述がございます。

先日行われましたソチの冬季オリンピック、また今行われておりますパラリンピックにおきましても、小さいころ、先輩の姿を見て、自分も頑張ってみようという志を立てたというお話を伺いました。

また東京オリンピックも決まっておりますし、このことについてお伺いをいたします。

全ての市民が生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行うことができるよう、総合的な指針づくりのもと、スポーツ活動の場と機会の充実に努めるとあります。その中で、主要施策として、スポーツ施設の整備充実・有効活用として、また新たなスポーツ活動の拠点として総合運動公園の整備について検討を進め、その実現化を図りますと記述がございます。

毎年10月に開催されます市民体育大会では、コミュニティ対抗もあり、大変盛り上がりませんが、駐車場に入り切らず、周辺の道路にまで車があふれ、周辺住民の皆様に迷惑をかけているのではないのでしょうか。

後期基本計画に示されています総合運動公園の整備、ぜひ本格的に検討をいただきたいと思い、質問をいたします。

総合運動公園ならば400メートルトラックを備え、傾斜のある観覧席で、市民体育大会のみならず、各種大会、競技会等を誘致もできるのではないかと思います。それによって多くの方に弥富に来ていただき、弥富市の認識を高め、今後の弥富市政のグレードアップに寄与できる施策であるべきと思います。

総合運動公園としては、グラウンドのみならず、サッカー場、野球場、ラグビー場、テニスコート、バレーコート、バスケットコート、まだまだ数え上げれば切りがないかも知りませんが、せめて野球場はなくてはならない必要なものであり、できるならば春の選抜、夏の甲子園愛知県予選ができる、そんな球場が望まれる今ではないのでしょうか。津島球場は使われなくなりました。今は半田球場、熱田球場が認められた球場と聞いております。

弥富市の今後10年、20年先を読み、愛知県西部に弥富市ありの存在を示すべく、施策を考えていただきたいと思います。市長の考えをお伺いします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 小坂井議員のスポーツの振興について御答弁申し上げます。

私ども、本市では、体育協会、あるいはスポーツ推進協議会、あるいは委員会と連携をと

りながら、各種のスポーツ施設の整備、あるいは充実を図って、市民の皆様方の健康の維持増進、また市民皆様方の交流ということも図りながら、スポーツの推進・普及に努めておるところでございます。

後期計画の大きなテーマとして、私としても健康ということについてはキーワードとして持っているわけですが、こうした中で、総合計画の審議会のメンバーから、前期計画と同様に、新たなスポーツ活動の拠点として総合運動公園の整備について検討を進めるべきだという形で委員のほうからお話をいただき、後期計画の位置づけをしたところでございます。

小坂井議員の御意見には共鳴するものでございますが、多目的に活用する総合競技場とか、大規模な施設になると思います。あるいはスタジアム形式の野球場ということについては、弥富市という形の中では考えているところではございません。一つのあり方として検討をしていきたいというのは、御承知のように平成26年度で、前ヶ平にございます農業普及センターが、これは県の施設でございますけれども、閉じられることとなります。あそこの広大な敷地をどのように利用させていただくかということについては県議のほうとも協議をしているところでございます。海部津島で一体的に利用するような総合的な施設ができないかということもお話をさせていただいているところでございます。

今、私ども弥富市が考えておりますスポーツ施設においては、健康という切り口で、少子・高齢化がますます進んでくるわけでございます。シルバーの方により楽しんでいただけるようなグラウンドゴルフ場、まだまだ弥富の面展開が少ないわけでございますので、そういったような面展開、グラウンドゴルフ場の施設であるとか、あるいは今、青少年の間では盛んにサッカーという競技がされておるわけでございますけれども、公式的な競技が行われるようなサッカーのフィールド、そして家族の皆さんが一緒になって芝生の上で楽しんでいただける、あるいは芝生のフィールドを利用したさまざまなスポーツ、そういったようなスポーツを集合的にしていってどうだろうというふうに思っております。

これは、現在のスポーツの施設、例えばテニス場であるとか、あるいは野球場であるとか、そういったものを組み合わせて総合的に展開をしていくというような位置づけで考えていきたいというふうに思っておるわけでございます。

平成26年度、しっかりと職員の間で基本構想を立てていきたいというふうに思っております。また、基本構想ができましたら、議員の皆様にもお示しをしていきたいというふうに考えております。今の段階では、平成26年度にしっかりと基本構想を立てるという状況でございますので、そういう意味合いにおいて、総合運動公園という形で御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 今、市長に伺い、初めて聞くお話でございますが、農業普及所、確かに愛知県下にたくさんありましたが、統合統合ということで減ってまいりました。広い敷地でございますので、有効的に利用できるようにぜひ県のほうにかけ合ってくださいと思います。

蟹江町の場合ですと、蟹江高校の跡の敷地を県のほうから譲り受けたということを知っております。あそこにも町としてのいろんな施設をつくるという話を聞いております。ぜひ弥富市もそのような広大な土地を有効に利用できるように、ぜひみんなで考えて、立派なものをつくっていただくことを要望いたします。

そして、弥富市の中には市の土地がありますが、例えばゲートボールはどうしても今衰退の一途でございます、これからはグラウンドゴルフと。グラウンドゴルフとなると、やはり広い敷地というか、場所が広ければ広いほど楽しくやれると。今の弥富市総合福祉センターの東側にありますグラウンドゴルフ場は、きょうは大会でもあるのではないかなと思うくらい大勢の方が参加して楽しんでいらっしゃる。これは本当にいいことだと思っております。

市のほうでも市の保有しておる土地があると思いますので、ゲートボールはもうなくなってきたし、やってみえる方も少なくなってまいりました。これからはグラウンドゴルフをひとつ弥富のほうでも力を入れて普及していただきたいと思いますが、今の福祉センターの東側以外にどこか市は考えを持っていらっしゃいますか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、小坂井さんのほうから、グラウンドゴルフ場の面整備という形でお話を伺うわけでございますけれども、先ほども言いましたように、シルバー層の皆さん方に相互に楽しんでいただきたいという面を充実させていきたいなというふうに思っております。その具体的な場所といたしましては、今、日の出小学校の東側に空きスペースがあるわけでございます。これは、今、白鳥保育所の残土ということも含めて土の置き場になっておるわけでございますが、候補地としては、あそこにもグラウンドゴルフ場を設置していったらどうかということを経験的な考え方としては持っております。

そしてまた、今、十四山のほうの場所におきましても検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

13番（小坂井 実君） 余り田んぼの中でもいけませんし、そう若い人がやるばかりでもございませぬので、近くの年寄りでも気軽に参加できるような、住居の近くに大きくつくるのはもちろんそれはよろしいんですが、各所にぜひ市の土地がございましたら、それを提供していただき、そのような施設をつくっていただくことをお願いしたいんですが、まず今市長が言われたのは2カ所ということでございますが、きっとほかにも候補地があると思いま

す。ぜひそれを探していただきまして、私も含めて、年のいった方でもスポーツに親しむという機会をぜひ与えていただきたいと思います。まずはグラウンドゴルフ場をよろしく願いいいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は12時45分とします。

~~~~~

午前11時45分 休憩

午後0時45分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） では、質問させていただきます。

一番初めに、各団体に補助金が出ています。例えば福寿会とか、女性の方とか、大きな会の中で、実際には会員になっておっても、中にはなかなか出席をしないという方があってないかなあと思うので、この辺のところのチェックというのはされてますか。

議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、御答弁申し上げます。

私も民生部関係につきましては、福寿会でございますので、福寿会について答弁させていただきます。

福寿会でございますが、平成25年の4月1日現在で会員が4,798名でございます。全体で72団体でございます。

その中で、議員の御質問の行事とか活動に参加していない会員の方は見えませんかという御質問でございますが、この福寿会の活動に対しまして、毎年度その事業についての実績報告をいただいております。加入してみえる方が年間を通じて全く福寿会の事業に参加していない方が存在しているかどうかということにつきまして、人数までは把握しておりませんが、高齢の方ですので、当然ちょっと体調が悪いとか、そういうこともあると思いますので、多分事業をそういったことで欠席の方もお見えだというふうには思っております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） それでは、大原議員の女性の会の関係で御答弁させていただきます。

女性の方につきましては、現在6団体で、会員数は554名でございます。基本的には各団体の均等割と人数割で積算をしております。補助金の算定につきましては、先ほど民生部長

も申しましたように、行事の出欠席とは別に、会員である以上、会費の納入もあると思われるので、先ほど申しました人数割を加味して算定しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 今、72団体と女性は6団体ということであるけれども、市長も、毎年5月に福寿会の総会があったときね、ああいうときなんかはやっぱり写真を撮ったりなんかされたり、地域によっては私どもも参加するんですけれども、写真を撮ったりすれば、かなりの方が出てみえるか出てみえんかということもわかるわけね。こういうのを含めて、市がいろんなパンフレットを配ったり、いろんなことをやって、参加をしていただくことによって、パブリックコメント、こういうのができたりするわけなんですけれども、全く会員の中でも、会費を払ってみえるか払ってみえんかわからんけど、ただ名義貸しのようなことでやっているようなことでは、市が、先ほど言ったように、防災にしても、安全対策にしても、私も含めてだけ高齢者自体がもっと参加するようにしないと、やっぱり孤立してしまうということが出てくるので、そういうチェックを今後していただけるようお願いをしておくということで、参加される方も、写真を撮ったりなんかすれば、何人ということが大体出てきます。こういうのを含めてチェックをしていただくということで、この件についてはこれで終わります。

それから2点目ですけれども、市税で回覧板とかいろんなものを各団体、住宅に回覧されるんですけれども、1世帯600円の予算がついておるわけなんですけれども、これについても、実際に最終的に回覧板を回した方が600円を本当に受け取っておるのか、受け取っておらんのかなということをチェックはされておるのか、されておらないのか、ここを聞きます。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 私ども市役所といたしましては、区長補助員の方に均等割分として5万円、世帯割分として、市の住民基本台帳の登録者数から1世帯500円として計算した額を報償費として区長補助員様にお支払いしております。

それで、区によっては区長補助員様が各世帯に配らずに、組長さんが配ってみえるというようなことでお尋ねされていると思いますが、そういったことについて、区長補助員様にお支払いした報償費がその後どういうふうになっておるかということについては調査したことはございません。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） そこまでチェックはしてないということでもいいんですけど、平島を中心として大きなマンション、貸しマンションや賃貸マンション、それからアパートなんかがあります。そういう住宅を建ててみえる方は、ほとんど土地運用とか資産運用ということでやってみえるわけね。そういうことで、経営者とか、地主さんとか、本人が配ってみえる

ところもあるわけね。こういうことになってくると、中には、先ほど言ったように高齢者であるから、なかなか団地の中とか、マンションの中には配り切れんわけね。そうすると、どうしても回覧板がおくれてしまう。もうこれ大分前に発行したやつじゃないかということもあるので、そういうことのチェックをしていただきたいということと、中には区費を払っていないところもようけあります。特に、私が調べてきたら弥生学区のほうにあります。こういうところなんかは、区費は払わないと。回覧板は要らんよという話もよく聞く。そうなってくると、実際に1世帯500円だったら、その500円が、いわゆるカウント方式で地域へ渡っちゃって、結局配ってない数もカウントされちゃうというふうになってくると、こういう問題が出てくるんじゃないかなと思うけど、この辺のところはどう思う。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 区長補助員様の職務につきましては、弥富市区長及び区長補助員設置規則で定めておりますが、市が依頼する回覧文書、広報等の配布に関することを定めております。しかし、それだけではなくて、区長の職務の補助に関することと、市との事務連絡に関すること、こういうことも決めてございます。したがって、市民の方の町内会の加入状況や、市が依頼する回覧文書、広報等の配布状況の有無にかかわらず、世帯割分として、市の住民基本台帳登録者数から1世帯500円として計算した報償費をお支払いしているところでございます。

市といたしましては、現在のところ、今の考え方が好ましいと考えておりますので、現状の方法を続けていきたいと考えてはおりますが、今後、他の自治体がどういうふうになっておるかというような状況も調査・研究してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 先ほど言ったように、最終的に区費は、例えば平島なんかだと、そこの中の区費を集めたので、班長さん、組長さんというのは払うわけね。市からの予算の場合は、本当に市が世帯数の中に最終的に配っていただいた、この方に当たるようにしないと、中にはそのマンション、アパートの中で役員を選んで、そこで配りなさいということもあるので、こういうことのないように、私どももそういう苦情も出てくるので、こういうのもやっぱりチェックをしていただいて、どこまでが市の予算のお金でこういう世帯数をするのか、それから、区費でどこまでをするのかということに分けてやっていただかないと、何のために私はアパートに入っておって、なぜ私が配らんならんと。順番に回ってくるのを配らんならん。何でわしが配らんならんということも出てくるので、地域のコミュニケーションを持つためにも、苦情のないように守っていただきたいなあというふうに思っています。

さっき総務部長が言ったように、これからチェックしていただくということであれば、そ

れで結構です。

それからもう1件は、大型車が、平島なんかは区画整理をやっていただきました。これ、平成3年に東をやって、中が8年というふうで昨年終わりました。これが今、155号線の新バイパス、これが国道1号線から南のほうへ来て、日光線、平和通から十四山のほうに抜ける道路について、かなり大型車や、それからコンテナ、こういうのがようけ通って、この間も副市長にも中学校の卒業式のときに言いましたけれども、私のところ、穂波線から日の出橋に来るところ、南に来るところ、ここに20メートルぐらいのスリップの跡があったよというので、副市長も多分帰りに見ていただけたらと思います。そのくらい、大型車がスリップを20メートルぐらいしておいたら、あの信号があって、本当にとまったでいいけれども、とまらなきゃ、本当に大事故だと思う。

それと、日光線には桜の保育所もあり、すぐ横には日の出保育所、また小学校へ通う方もようけ見えるので、やっぱり規制というのがある程度できないものかなというふうに思うんですけれども、時間帯ね。全く全部とめよとは言いませんけれども、ある一定の時間だけをできないものかなあというふうに思っていますけれども、これは市長が道路管理者だから、市長が答えてください。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

西部臨海工業地帯の取り扱い量として、私ども弥富市の中ではコンテナの取り扱い量が年間100万TEUという形で、20フィート換算にいたしますと100万個、今現在取り扱いをしているという状況でございます。物流という中でさまざまな道路を伝って、日本全国というところちょっと大げさかもしれませんが、中部地方を中心として流れておるわけでございます。

そうした形の中において、道路の整備網ということについて、まだまだおくれているということを反省するわけでございます。一つは、都市計画道路という形のものがまだきちっとできてない。あるいは名古屋西港線ということも踏まえて、整備されていないということに大きな原因があるかというふうに思っております。

そしてまた、現実的には、六条の交差点から観音寺さんの交差点に至るところが非常にトレーラーが多くなってきているということについて、六条の交差点で右折して1号線に入っただけであればいいわけでございますけれども、それを真っすぐ西のほうへ進まれるという状況が続いております。蟹江警察とお話をさせていただきまして、一応看板だけはつけさせていただきました。大型トレーラーはここで右折してくださいと。直進しないでくださいということをお願いしておるわけでございます。

そしてまた、つい先日も蟹江警察のほうへお伺いいたしまして、今、大原議員がおっしゃ

るように、ぜひ時間帯で規制をいただきたいということをお願いしているところでございます。これはまた、新しく4月から平島の自治会の役員さんもかわるというふうに思っておりますので、新しい区長さんであるとか、自治会の役員さんと一緒になって、時間規制に対する要望書を届けていきたいというふうに思っております。

私たち市がやらなきゃならない道路の整備と、それから現状の改正というか、そういった形に対する取り組みをしていかなきゃならないなあとというふうに思っておりますので、また大原議員のお力添えもいただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長が言われたので、地域としては安心できますし、また4月から、今、園児である方が1年生になって、交通ルールもちょっとわからん人も出てくると思うし、できたら早いところそういう規制をしていただいて、時間帯だけでも、かなりの勢いで走っておるということは、市長も日光線を通ってみるのでよくわかると思いますので、そういうのを含めて蟹江警察と協議をしていただいて、きのう子ども会もありましたので、こうやって市側に一般質問もさせていただくと。市長の考え方をまた聞かせていただくということを書いてきましたので、またよろしくお願いを申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤高清君） 次に三浦義光議員、お願いします。

8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は2点質問させていただきます。

それでは、まず1点目、昨年の6月議会に認知症について質問させていただきましたが、今回は高齢者支援について、せんだって議会に紹介されました第1次弥富市総合計画後期基本計画を見ながら質問をしていきたいと思っております。

後期基本計画にも記してあるように、団塊の世代が高齢期に入るところには超高齢社会が到来すると予想されております。総人口に占める65歳以上の人の割合を高齢化率といい、高齢化率が7%で高齢化社会、高齢化率が14%で高齢社会、高齢化率が20%で超高齢社会と呼ばれています。全国的な高齢化率の予想としては、2015年に約26%、4人に1人が高齢者になり、2050年には35%、3人に1人が高齢者になってしまうと予想されております。

弥富市としては、後期5年間の最終年度、平成30年にはどれぐらいの推移を予想しておりますか。平成21年に作成されております弥富市総合計画に記されてはおりますが、後期基本計画にはその記述はありませんでした。改めてお聞きをしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 答弁申し上げます。

65歳以上の高齢化率の将来的な弥富市の推移ということでございますが、昨年、平成25年

の7月に65歳以上の高齢者数は1万人を超えておりまして、高齢化率は22.6%というふうになっております。

第1次弥富市の総合計画の後期計画では平成30年の高齢化率を示しておりませんが、先ほど議員がおっしゃいました第1次弥富市総合計画の中で、老年人口とっておりますが、これが平成30年では1万2,090人で、高齢化率は26.3%というふうに記載してございまして、これから将来的にどういうふうになっていくかと申し上げますと、推測ですが、この26.3%に限りなく近い数値になるということで、25%を超えるというようなことを推測しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 全国推計にたがわず、弥富市も高い推移を示すと思われま。2050年の全国予想、高齢化率35%を当てはめますと、人口が現在の約4万4,000人のままであるということで予想ますと、1万5,000人以上の方が高齢者になっていってまいます。

これを踏まえて、次の質問に移りま。

年を重ねることによって、日常で当たり前できていたことができなくなっていくま。歩く力が衰え、トイレに行けなくなったり、お風呂に入ることができなくなったり、買い物や御飯を自分でつくることができなくなったり、記憶力や判断力が衰え、生活に支障が出てま。多くの人は、なれ親しんだ家で家族のもとで老いたときも過ごしたいと願いま。しかし、独居や高齢者世帯の方もたくさん見えます。子供や孫の皆さんは仕事や学校で日中家にいない家族が多いま。そうしたとき、高齢者御本人とその家族をサポートするのが介護保険ま。

2000年に、ドイツの介護保険制度を参考に日本に導入され、40歳以上の方の保険料と税収を財源に成り立っています。原則65歳以上で介護が必要な方がサービスを受けることができ、主に在宅サービスと施設サービスの2本の大きな柱があります。

これからの日本は、世界のどの国も経験したことがない超高齢社会に物すごいスピードでなっていくま。しかしながら、日本の介護の歴史はまだまだ浅いま、より専門的に、より科学的に進化してま。介護は、少しでも自分の力で生活できるように改善、維持に向けてサポートし、介護機器も進化して、高齢者には快適に、介護者には負担を少なくしていかなければなりません。こうした家庭の元気をサポートしていく役割の介護が今、人材が不足しているのではないましょうか。これからもっともっと必要になっていくというとき、もう既に足りないと思いま。介護が成り立っていないということは、家庭の健康が維持されません。介護は、これからの日本の屋台骨であると言っても過言ではございせん。

しかしながら、昨今、若い世代の人たちの介護職離れということがささやかれてま。仕事として選択しない理由としては、きつそう、しんどそう、汚そうなどが上げられます。

どんな仕事も楽にできる仕事なんてございません。介護の仕事も決して楽な仕事ではありませんが、若い世代の皆さんが全て楽な仕事を望んでいるかといえば、そうではないと思います。やりがい、生きがいを介護の仕事に上げる人たちも大勢いるのではないのでしょうか。

平成23年に策定された第5期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を通じ、社会福祉協議会、並びに地域包括センターなどと連携をしていただいて、この問題にどのように対処しておりますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、お答えします。

人材育成の件でございますが、第5期の介護保険事業計画の最終年がこの平成26年でございます。要介護認定者の予測を1,594人と予測をしております。第4期事業計画の最終年が平成23年、これは実績で1,437人となっております。要介護の認定者の伸びは10.9%となっております。

こういったことで、要介護認定者数の増加に対応していかなくてはならないというふうに考えておりますが、介護する人の人材の育成は必要不可欠であろうというふうに思っております。

そういった中で、NPO法人などが行います介護従事者の養成研修の周知、啓発を行って、人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 確かに、現在、NPO法人などが介護職員初任者研修の資格取得に御尽力いただいております。市側も、第1次弥富市総合計画後期基本計画の中にも示してございますように、高齢者支援推進体制の充実を積極的に図っていただきたいと思います。

そして、三宮議員の質問の中にもございましたが、国の制度改正を踏まえて、来年度以降に策定されるであろう第6期介護保険事業計画、高齢者福祉計画に反映していただきたいと思います。

次に、こちらも、やはり昨年の6月議会で質問させていただきました認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランの中での地域での日常生活、家族の支援の強化、この項目に認知症カフェが記されておりました。

認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職の方など、誰もが参加でき、集う場なのですが、最近このような場がふえつつあるとのことでした。

閉じこもりがちな本人と家族が楽しいときを過ごし、社会とつながる場という願いで運営されております。

東海市の名鉄太田川駅高架下にある市観光物産プラザ、その喫茶スペースで、認知症の人と家族の会愛知県支部が昨年9月から毎週土日の午前10時半から午後3時にケアラズカフェ

エ日向家が開かれております。会の世話人が認知症の人の話し相手になり、介護する家族の方たちの相談に乗ります。スタッフは認知症に詳しく、家族も本人も一般的な喫茶店より安心ができ、利用者同士でも歓談の輪ができます。介護相談専用ブースもあり、介護する人にリラックスしてもらうための無料イベント、介護で凝った体をほぐす簡単なマッサージ法の講座、介護する人たちがミニコンサートを開いたりしているそうです。将来には土日だけではなく、常設化し、相談も面談も毎日できるようにしたいという意欲的なことをございました。

このほかでも、広域ではございますが、福井県福井市の認知症医療の専門病院県立すこやかシルバー病院では、認知症に詳しい看護師や精神保健福祉士の方らがいて、話し相手になり、手芸や囲碁なども楽しめて、会話が弾むカフェが開かれております。

同じく福井県鯖江市、富山県富山市にも、昨年、相次いで認知症カフェが開設されております。

弥富市では、後期基本的計画で示している地域支援事業として、認知症カフェをどのように考えておられますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 認知症カフェについてお答えを申し上げます。

先ほど議員もおっしゃられました国が定めております認知症施策推進5カ年計画の中で、地域での日常生活、家族の支援強化の1項目として、認知症カフェというのが示されております。

この認知症カフェは、認知症の人と家族、それから地域住民、専門職等の誰もが参加できて、また集う場として、平成25年以降の施策としております。

現在、弥富市では認知症カフェはまだ立ち上げておりませんが、そのかわりになるかどうかはちょっと疑問でございますが、毎月第3土曜日に認知症の介護者の交流会を実施しております。これは、認知症の方が直接この交流会に見えるわけではございませんが、家族の方との交流を深めておるということでございます。

認知症の方の地域での見守りを推進するため、このような認知症カフェは有効ではございますが、まだまだ認知症に対する知識や情報を共有できる認知症のサポーターの方の人材育成も進めていかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げますけれども、各地で認知症のカフェが誕生している背景というのは、私は、介護給付額が非常に大きくなってきているというような状況が一方ではあるというふうにおっしゃるわけでございます。いろんな介護施設を利用さ

れる方は、ケアマネジャーという方、いわゆる介護支援員がその人に合ったケアプランをつくって、早く元気になっていただくということを進めておるわけですが、やはりそれに対しては介護給付額という形がつきまとうわけですが、どうしてもあれもこれもという形のプランが多くなってしまふ。そういうような状況が、今、日本各地の介護施設の中ではあるわけですが。

そうした形になってしまいますと、当然介護給付額というものが、財源が非常に大きくなって膨らんでしまうということがあるわけですが。そうしたものを是正するためにも、どうしてもやはりその人に合った交流の場であったりとか、人と話をしたりとか、もっと自然な形のケアプラン、こういうものが重要になってくるということがあるわけですが。

そうした形のをきちっと認知症カフェというような形で位置づけしておいて、絶対総額的な、いわゆる介護給付額を少なくしていくということが私は必要だろうというふうに思っているところでございます。

先ほど担当部長が話をしましたように、もう少し弥富市といたしましても、交流の場ということについて、それぞれの施設に対して、我々としては連携をとりながら持っていく必要があるというふうに思っております。あれもこれも認知症を患われている方はできません。もう少し人に合ったケアプランを作成すべきだろうというふうにも思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 介護給付額という問題もでございますが、しかしながら、実際に認知症カフェを運営していきたいと言われている方、専門職、看護師の方が数名お見えになるとも聞いております。もちろんその方々だけではカフェは運営できません。医師の先生方、医療職、介護職の方々、市民ボランティアの方々、認知症サポーターの方々、家族会と、さまざまな方々の支援が必要だと思います。

そして、その中には市の職員さんの協力も必要となってくると思います。カフェの活動場所、運営費の財源と、問題は山積みではございます。ただ、この先、実現可能ということに近づいたら、必ず市の支援が必要となってきます。今この状況の中で検討をよろしく願いいたします。

最後に、支援を必要とする要介護高齢者の方、要介護の申請中の方、高齢者のみの世帯の方、今後、支援を必要とする高齢者の方、障がいのある方などが利用会員として登録、その方々を地域において自主的に有償ボランティアとして支援してくださる方を協力会員として登録し、相互の関係で成り立っている、昨年開業し、約半年経過をいたしました弥富市ささえあいセンター、サービス内容は介護保険や障害者総合支援法の施策の対象にならない支援

としておりますが、現在のそれぞれの登録会員の状況、センターの運営を聞かせてください。  
議長（佐藤高君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） ささえあいセンターの現状でございますが、ささえあいセンターにつきましては昨年の10月に開設をいたしたところでございます。

このセンターにつきましては、介護や、または生活援助を受けたい方が利用会員として登録をいたしまして、援助を行いたい方が協力会員として登録することにより、お互い協力会員と利用会員の援助を、ボランティアではありませんが、有償で行う組織というふうになっております。

利用会員として登録できるのは、要介護認定の、先ほど議員がおっしゃいましたように申請中、及び要介護・要支援の認定を受けた方、また身体障害者手帳等の交付を申請中及び交付を受けている方、さらに難病対象疾患を証明する医師の診断書、または特定疾患医療受給者証を所持してみえる方などが対象というふうになっております。

事業といたしましては、介護保険法とか、障害者総合支援法などに定めるサービス以外のサービス、いわゆる保険対象外の事業で、具体的には家事援助とか、ごみ出しなどの生活援助、また病院への通院のつき添いや利用会員の方の話し相手ということも行っております。

この平成26年の2月末現在の各登録会員の状況でございますが、協力会員が77名ございました。利用会員が65名、法人の会員数が1法人というふうになっております。

実際に利用してみえる方につきましては、利用者の方は、65人のうち43名の方が御利用になっております。法人は、1法人が利用されております。

協力会員の方65人のうち43名の方が実際に協力会員として協力をしていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 利用者さんの数と実働の協力会員さんの数が同数というのは、実際利用するに当たって望みにかなう協力がしてもらえるのか。いざというときに協力会員さんの都合が合わないというおそれもございます。利用者さんの倍の人員の協力会員さんが要るのではないのでしょうか。何はともあれ、開設されて半年、十分にセンターが機能するようにこれからも市の支援をよろしく願いいたしまして、このテーマの質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

小学校で道徳の授業は必要なのか。人として、ルールやマナーを守り、他人に対しての優しさを大切にとかいうのは、家庭で子供たちに教育していくものではないのでしょうか。しかしながら、学習指導要領では、このようなときにはこうしなさいと押しつけや教え込みをしなさいなんて書いてございません。思いやりであれば、思いやりとはどんなことを言うのか。

思いやりのよさ、思いやりのある行動をしようとする気持ちなどの道徳性、つまり心を高めるのが道徳の授業だということです。先生が押しつけたって、これらの心は高まりません。資料をもとに子供たちがいろいろ話し合う中で、徐々に育っていくものだと思います。

だから、道徳授業には意味があります。子供たちは、押しつけやお説教の授業は嫌がりません。意見を出し合う中で、自分自身が何か新しいものを感じる授業は大好きです。学習指導要領に書かれてある指導内容を読んで、大人でも本当の深い意味まではわかっていないことが多いです。思いやりは、他人に何かをしてあげることではなく、本当にその人の立場に立つことです。だから、相手が思いやりのある行為をしてもらったと感じたら、思いやりではなくなります。弁当を忘れた子が分けてやるよと言うのではなく、おなかの調子が悪いから半分食べてくれないかと言うのが思いやりだそうです。文部科学省が発行している学習指導要領解説書ではこのレベルまで詳しく書いてあるので、大人が読んでも勉強になります。

このように、先生側にも子供たち側にも意義はありますが、授業として非常に難しいこの道徳を弥富市としては、学習指導要領以外、独自の取り組みはしておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 三浦議員の、弥富市として、学習指導要領以外、独自の取り組みについての御質問にお答えします。

現在の子供たちを取り巻く状況を考えますと、思いやりの心を育てることの大切さを改めて考える機会をいただきました。

先ほどの御質問にありましたお弁当を友達に半分上げる話は奥ゆかしさを感じ、心に響く伝え方だと感じました。

さて、教育基本法の改正を受けて改訂されました学習指導要領には道徳教育の重要性が記載されており、あらゆることに感動し、他人を思いやり、命を大切にするような心の教育が学校現場で求められています。

市としての取り組みとしまして、いじめ防止にも役立てるために2つのことを実施しました。

1つ目は、ハイパーQ Uというアンケートを中学校で実施しました。ハイパーQ Uは、子供たちのよりよい人間関係づくりをするためのアンケートで、一人一人の個性を把握することで個人に応じたかわりや指導ができ、好評を得ております。来年度は小学校の高学年にも実施する予定でございます。

2つ目は、昨年8月、教職員を対象に、「相互関係を深め、自己成長を図る人間関係づくり」というテーマで研修会を開きました。この研修会の目的は、よりよい人間関係や学級づくりのため、思いやりの心を育てることにつながります。

また、各小学校の自主的な取り組みとしまして、低学年から高学年まで、系統的に学校経

営案に各学年に指導の重点を設けて、道徳の授業の充実を実践しております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 素朴な疑問として、道徳の授業って必要なのかと聞かれたことがございました。明確に答えられませんでした。大人でもこのような状態なのですから、困ります。その中で、家庭で子供に対して教え込むやり方では間違いでございます。道徳の授業には答えがないのだと思います。

複数の選択肢があり、子供同士が話し合いの中で、自分自身の答えを、心を育てていってもらいたいと思っております。先生方はそれを見守る形で教えていってあげてください。お願いをいたします。

次に、道徳の授業の中での命について、どのように教育されているかを質問いたします。

これは川崎市なんですが、川崎市で命に向き合う道徳の時間の研究が市内の先生方でまとめられたものがございました。部分的に紹介したいと思います。

殺人事件が絶えない世の中ではあります。命は大切だと頭ではわかっておりますが、人やほかの生き物の命を傷つけてしまいます。子供たちに命のかけがえのなさを実感させるためにはどのようにしたらいいのかを話し合い、子供たちの心に響き、心を揺さぶる生命尊重の道徳の授業の考えを実践したそうです。

市内の小・中学生を対象にアンケートを行ったことで、子供たちは素直に感動する心を持っているし、生き物を大切にしたり、身近な人に対して思いやる気持ちを持っていたりします。命の大切さに気づいたり、感動したりする体験と、命に対する感じ方や考え方との関係についても探ることができ、機械とばかり向き合うのではなく、感覚的な経験をする機会をふやして、子供たちの心をより豊かに育てていく必要があると考えました。

命を多面的に捉える学習を通して、さまざまな角度から見たり、深く考えたりすることで、子供たちに思いやりのある言動が見られるようになり、命の授業を重点的に実践したクラスとしなかったクラスとの間に命に対する意識の差が生じたそうです。先生方も、この授業に取り組んだことで子供たちの変容をある程度感じたとのことでした。

弥富市は、この川崎の事例のような道徳の授業の中で、命、生命尊重に関する時間はとっておられますか、お聞きします。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 授業の中で、命、生命尊重に関する時間はとっていますかとの御質問にお答えいたします。

道徳には、各学年とも4つの指導内容の柱があり、それらは、1つ目としまして、主として自分自身に関すること、2つ目としまして、主として他の人とのかわりに関すること、

3番目としまして、主として自然や崇高なものとのかわりに関するもの、4番目としまして、主として集団や社会とのかわりに関するものでございまして、命、生命尊重につきましては、3番目の柱の中で、主として自然や崇高なものとのかわりに関するものになります。

具体的には、1・2年生では、生きることを喜び、生命を大切にすることを学ぶ。3・4年生では、生命のとうとさを感じ取り、生命あるものを大切にする。5・6年生では、生命がかけがえないものであることを知り、自他の生命を尊重するという内容が含まれる教材で学習を進めております。以上でございます。

議長（佐藤高君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 昨年8月に発生した三重県朝日町の女子中学生事件、2月の名古屋駅前の無差別暴走、そして、せんだって起きた千葉県柏市の連続通り魔事件、信じられない事件が絶えない今日で、子供たちにさまざまな命とのかわりを実感する学習ができれば、思いやりのある子が育つのではないのでしょうか。

こういった意味合いを持って、生きている動物に接する機会をつくり、従来自然に育ってきた命に対する感覚を身につけていってもらいたいと思っております。

これを踏まえて、次の質問に移ります。

小学校における動物飼育に関しては、2年ほど前に堀岡議員から質問がございましたが、その後の進捗状況を踏まえて、再度質問させていただきます。

子供の豊かな人間性を育むためには、自然や生き物への親しみをもち、それらを大切にするとともに、命を尊重する心情や態度を養うことが大切であります。

現在、学校教育においては、生活科や理科などにおいて動物や植物を大切にすることについて、地域や学校の実情に応じて学習に役立てております。

学習指導要領の改訂では、学校における動物飼育に関して、例えば小学生の生活科において、引き続き動物を飼ったり、植物を育てたりして、それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもち、またそれらは命を持っていることや成長していくことに気づき、生き物への親しみをもち、大切にすると規定するとともに、新たに継続的な飼育、栽培を行うようにするという規定がされております。

継続的な飼育については、短時間の触れ合いに終わっている事例、子供が自分自身で行われない事例などが見られたことを踏まえ、命のとうとさを実感して、学ぶという観点から、新たに規定したものでございます。

しかしながら、小学校での飼育教育において問題点もあります。先生方の動物飼育に関しては専門外という捉え方をしております。動物が病気やけがをした場合の対処ができない、休日の世話などの協力体制づくりができていない、そして先生方の負担への配慮がない、ア

アレルギーのある子供への配慮や安全指導がなされていないなど、数多くございます。

こうした問題点もございますが、現在、小学校の動物飼育状況はどのようになっていますか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 各小学校の動物飼育状況についてお答えいたします。

三浦議員が述べられましたように、これまでの問題点として、短時間の触れ合いに終わっている事例、児童が自分自身で行わない事例が見られました。

なお、継続的な飼育に関しては、小学校学習指導要領解説（生活編）において、動物の飼育に当たっては、管理や繁殖、施設や環境などについて配慮する必要があるとした上で、専門的な知識を持った地域の専門家や獣医師など多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要があると明記してあります。

市内の飼育状況につきましては、弥生小学校はウサギが2羽、桜小学校はウサギが4羽、栄南小学校は同じくウサギが1羽、白鳥小学校はクジャクが1羽、日の出小学校、十四山東部小学校は今後飼う予定でございます。

動物と触れ合うことによって生命の大切さを学ぶよい機会だと思いますので、現在飼育していない学校も来年度から飼育するような方向で進めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） 日の出小学校、十四山東部小学校では予定があるということなのですが、大藤小学校、十四山西部小学校、またクジャクしかいない白鳥小学校を含めて、ウサギに執着する必要はないと思います。ましてや、飼育小屋がない小学校では特にそう思われます。モルモットにハムスターなどは小さなゲージで教室の片隅でも飼育が可能だと思います。どうか全小学校で隔たりなく動物と触れ合える場をつくっていただきたいと思います。

そして、最後の質問に移ります。

現在、日本はペットブームと言われていますが、実際に愛護用として家で抱ける動物を飼っている人のほとんどが50代から60代の人たちです。子育て世代で飼っている方は少ないと聞いております。また、ライフスタイルを優先させたり、経済的な事情や住宅事情により飼えない家庭もふえてきております。

全国で動物を飼っている学校はかなりの割合に上っておりますが、実際に動物を教育に生かしている学校はまだまだ少ないのが現状だと思います。

これは幼稚園の事例ではございますが、初めてウサギに触れた子供がスイッチはどこと聞いて、先生をびっくりさせたといいます。これは特殊なことではございません。あちこちで起きていることだと思います。また、生き物は死んでも生き返ると答えた子供がいたという

調査結果もあります。

大人たちは子供に命の大切さを教えようと必死ですが、特定の動物をかわいがり、世話をすることがその近道になるのではないのでしょうか。学校飼育動物は、特定の動物をかわいがることにより、将来親になるためのケアトレーニングとして、生物教育の基礎となる効果も期待されます。生き物に対する実感や死んだものは二度と生き返らないという事実、こういったことは言葉では教えられません。数値ではかることもできません。かわいいものはかわいい、かわいそうなものはかわいそうとしてという人としての普通の感性を、感情を動かす動物飼育体験で無垢の子供たちに培うことができるのではないのでしょうか。

しかしながら、動物の命に休みはございません。土日など学校が休みの日には世話が必要です。この間の世話に関しては、子供たちが当番制で家に持ち帰る方法、保護者が学校へ出向き当番制で支援する方法など、大切な動物を守るため、先生方だけに任せるのではなく、保護者の方々の理解と協力が必要となってきます。

また、飼育環境の改善や、動物が病気になったとき、死んだ場合の子供たちへの死因の説明には、学校が気軽に相談できる獣医師さんの方々の協力が必要となってくると思います。学校においては獣医師と日ごろから連絡をとり、気軽に相談や治療をお願いできるように、より充実した指導が可能となるよう、教育委員会と獣医師会との間で連携・協力を推し進めて、子供たちへのふれあい教室の充実を図っていると思います。

現在、ふれあい教室の実施状況、小学校別、獣医師会とのかかわりを含めて、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

教育部長（服部忠昭君） 獣医師会とのかかわりと、ふれあい教室の実施状況を小学校別にお答えいたします。

動物飼育につきましては、先生方は専門的な知識を持っておりませんので、地域の専門家や獣医師など多くの支援者と連携して、よりよい体験を与える環境を整える必要があると捉えております。

これまで、けがをしたウサギを市内の動物病院の御好意で治療や入院費など無償でお世話をいただきました。また、愛知県獣医師会との協議の場は持ってありませんが、協力を得て、そちらが主催します動物、ウサギ等のふれあい教室を、平成25年度には桜小学校と十四山東部小学校が申し込み、実際にウサギの心臓の音を聞くなど1時間程度の授業を行っていただきました。平成26年度からは全小学校にふれあい教室の実施を依頼したところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） ぜひとも全小学校でのふれあい教室の実施をお願いいたします。

現時点では獣医師会との協議の場は持っていないということでございましたが、ふれあい教室が数多く開かれ、飼育動物がふえれば、必ず問題もふえてきます。アレルギーの子の対応を含めて、できるだけ早い時期に市側と獣医師会との協議会を開いていただきたいと思えます。

最後に、この件について、また総括でもよろしいので、教育長に最後言葉をいただいて、この質問を終わらせていただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

御承知のように、近年、生命を大切に作る心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成などが十分ではないとの指摘がなされています。このため、学校、家庭、地域が十分な連携を図りながら、子供たちの豊かな人間性や社会性などを育む道德教育の充実がますます重要になっています。

学校教育におきましては、人間として調和のとれた育成を目指しまして、子供の発達段階に応じて心に響く道德教育が展開されているところでございまして、現在、文部科学省におきましては、道德の正式な教科への格上げに向けた検討も始まったところでございます。

本市におきましては、一昨年から一部の小学校におきまして、愛知県獣医師会の御支援を得まして飼育動物とのふれあい教室を開催してきました。今後、子供たちの心の教育として大変効果的なものと考えております。新年度に向け、市内の小学校へこのふれあい教室をより一層推進していきたいと思っております。

なお、現在、愛知県獣医師会から本市の教育委員会へ学校動物飼育支援に関する協議会の設置要望が出されておきまして、今後、県内の先進市の例を調査・研究いたしまして、教育委員会で十分な協議を進めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 三浦議員。

8番（三浦義光君） できるだけ早いところ協議会をとというお願いを込めまして、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は1時55分とします。

~~~~~

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

~~~~~

議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に、働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業についてお尋ねをいたします。

現在において、がんは不治の病ではなくなり、早期発見により治ると言われておりますが、それでも、がんが死亡原因の第1位であることに変わりはありません。

愛知県内で平成24年中にがんで亡くなられた方は1万8,000人を超えており、年々増加の一途をたどっております。がんの早期発見のためには検診の推進が欠かせませんが、そのためには個人の費用負担の軽減とともに、仕事帰りや休日に気軽に受診できる機会の提供などが欠かせません。

そこで、このたび、厚生労働省は、子宮頸がんと乳がんの検診を無料で受けられる無料クーポン券を受け取ったものの、受診しないまま有効期限が切れた女性が4人に3人と上ることから、こうした女性を対象にクーポン券を再発行することを決めました。

また、利用していない人に無料で受診できることを手紙や電話で説明するなど、個別に働きかけをするがん検診個別受診勧奨制度がスタートし、2013年度の補正予算に盛り込まれました。

弥富市も、平成21年から平成25年までの5年間、子宮頸がんの場合は、20歳から40歳までの5歳刻みの年齢の方と、それから乳がんの場合は、40歳から60歳までの5歳刻みの年齢の方をそれぞれ年度に迎える女性に対し、がん検診の無料クーポン券の配付を行っていただきました。

そこで、初めに、この5年間実施をされてきました無料クーポン券の配付と検診状況についてお聞かせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） それでは、最初に、子宮頸がんの検診の無料クーポン券の受診対象者についてお答え申し上げます。

平成21年度から24年度の4年間の合計で4,417名でございました。うち受診された方が947人、未受診の方が残りの3,470名となっております。受診率は21.4%というふうになっております。

本年度、25年度につきましては、26年の1月末で受診の対象者が1,390人で、うち受診者の方が153人、未受診者の方が1,237人、この1月末で受診率は11%というふうになっております。

次に、乳がん検診の無料クーポン券の受診対象者は、21年度から24年度の4年間の合計で4,317人、うち受診者の方が1,108人、未受診者の方が残りの3,209人となっております。受診率は25.7%となっております。

本年度につきましては、この1月末で受診対象者は1,441人で、うち受診された方が187人、

未受診の方が1,254人で、1月末現在での受診率は13%となっております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今回の補正予算による事業では、平成21年から平成25年に無料クーポンを受け取ったものの、仕事が忙しかったり、また忘れていたりして、受診しなかった人に対してコール・リコールを行い、無料クーポン券も再発行して送付をするということがあります。また、クーポン券を受け取り、がん検診を受診した人にはコール・リコールのみを行い、平成25年度に無料クーポン券を受け取った人に対する同様の働きかけは平成26年度に実施する予定とされております。

そこで、本市におかれまして、クーポン券の再発行、またコール・リコールの体制整備など、平成26年度におけるがん検診に対してどのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほどもお答え申し上げましたが、平成21年度から国のがん検診事業の推進によりまして、子宮頸がんと乳がん検診の受診勧奨対象者に無料クーポン券を配付し、それぞれの検診の推進を図ってまいりました。

来年度、平成26年度の取り組みでございますが、これにつきましては、国の方針に従いまして、この5年間、21年度から25年度までの5年間で一度も受診してみえない方と、この25年度中に、子宮頸がん検診は二十になった方と、乳がん検診は40歳になった方を対象にクーポン券を再発行し、また未受診者の方への個別勧奨と再勧奨、いわゆるコール・リコールを計画してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今お話にもちょっとございましたけれども、26年度の当初予算では、子宮頸がんは二十になった方、そして乳がんは40歳になった方を対象に個別勧奨を行う経費を補助金として計上されておりますけれども、再度、本市におかれまして、20歳の方、40歳の方の新たな取り組みについて、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 二十、40歳になった方への新たな取り組みについての考えですが、この取り組みについては、先ほど申し上げましたが、平成26年度のクーポン券の受診勧奨者対象の方は、平成25年度中に子宮頸がんは二十になった方と、乳がん検診は40歳になった方に受診案内とクーポン券を個別に配付いたします。その後、未受診者の方に対してはがき等で個別に再受診の勧奨を行い、さらには広報とかホームページなども利用しまして受診を勧奨してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） それと、がん検診基本法に基づく基本計画では、平成28年度までに受診率を50%に向上させることを目標に掲げております。先ほど御答弁いただきましたが、子宮頸がんの検診受診率は21.4%、そして乳がんの検診受診率は25.7%ということですが、この28年度までに目標である受診率50%を達成できる見込みかどうか、当局の御意見をお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 28年度までに受診率50%を達成できるかどうかということですが、26年度では、子宮頸がんの検診を25%、乳がん検診の受診率を30%ということ目標といたしております。国の示しております受診率の50%というのは非常に高い数値ではございますが、受診勧奨の対象者への受診案内や、未受診者の方に対しまして、先ほども申し上げましたようにはがきなどで個別勧奨や再勧奨を実施し、広報やホームページも活用しまして、一人でも多くの方に受診していただくように努めてまいりたいと思います。市民の皆様方にもぜひ御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） 今後も早期発見のためのがん検診に、今も話がございました一人でも多くの方が安心して受診できる体制、そして環境、また受診率の向上を目指した取り組みの推進をお願いして、次の質問に移ります。

2点目に、健康マイレージの取り組みについてお伺いをいたします。

健康診断の受診やスポーツ活動への参加などでポイントをためると特典を利用することができる健康マイレージの取り組みが注目をされています。

例えば静岡県の袋井市では、全国の自治体の先駆を切って、平成19年から日々の健康づくりの実践状況をポイント化し、ためたポイントを幼稚園や保育園、そして小・中学校などへの寄附に用いることができ、また公共施設の利用券や民間の登録サービス券と交換することができるなど、人づくり、まちづくりに貢献できる健康マイレージ制度を実施されております。

また、福岡県の北九州市では、平成21年から政令市の中で初めて健康マイレージ事業を導入して、各種健康診断を受診して、自己申告の上、ポイントを得ることができるもので、一定のポイントがたまったら応募をして景品と交換できるというものでございます。

さらに、平成24年から実施をされている佐賀県の鳥栖市では、同様の特典のほかに、クオカードや図書カードなどと交換でき利用できるものとされています。

利用されている市民の方々からは、ポイント集めを楽しむことが知らず知らずのうちに健康づくりを実践しており、結果として健康のすばらしさに気づき、その健康づくりを継続し

ていくという動機づけになりましたと評価をされています。

このように、地域の特性を踏まえて、それぞれの自治体での取り組みは将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして全国で広がりつつあります。

私は、この健康マイレージにつきまして、昨年12月の議会でも質問をさせていただきました。御答弁として市側より、健康づくりに取り組む環境づくりの推進に向け、健康マイレージについては前向きに検討する旨の御答弁をいただきました。

そこで、本市における健康マイレージの導入につきまして、今後の取り組み、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 健康マイレージの取り組みについてお答え申し上げます。

議員もおっしゃってみえましたように、昨年12月の議会で健康マイレージについて、前向きに検討し、生涯を通じまして、市民の方が自主的・積極的に取り組む環境の推進ということで御答弁を申し上げたところでございます。

愛知県では、平成26年度から市町村の協働事業として、健康づくりにつながる取り組みを実践することにより、いわゆる健康マイレージポイントを獲得でき、一定以上のマイレージの獲得者には県内の協力店でさまざまな特典が受けられる優待カードを交付いたしまして、あいち健康マイレージ事業と称しまして、事業の実施を目指すというふうにしております。

本市におきましても、愛知県実施のあいち健康マイレージ事業に積極的に参加をいたしまして、市民一人一人の方が健康寿命を伸ばし、生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりに取り組む動機づけ支援をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ただいま、愛知県との協働事業として、弥富市も積極的に参加をしていくとの御答弁をいただきました。

市民の健診受診率の向上であったり、また健康づくりに励むきっかけとなれば医療費や介護費の抑制にもつながると思いますし、地域経済の活性化にも期待できるものと考えます。ぜひともこのあいち健康マイレージ事業を早期に実施していただきますことを強く強くお願いいたします。次の質問に入らせていただきます。

3点目に、介護支援ボランティア活動の取り組みについて御質問いたします。

厚生労働省によると、65歳以上の高齢者は、2025年には3,657万人、2042年には3,878万人に達すると予測をされています。

高齢者だけの世帯も増加し、2025年には、65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯を合わせ

ると全体の25.7%を占めるとされています。

2025年以降は、団塊の世代が75歳以上となり、未曾有の超高齢社会になると言われています。

政府は、介護が必要になっても高齢者が住みなれた場所で暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢社会を前提としたまちづくりなど、社会の変革や現役世代に負担がかかる社会保障の見直しが急務となってきています。

今後、地域での取り組みが重視される中、兵庫県篠山市では、昨年从高齢者による市内の福祉施設でのボランティア活動に対して、換金ができるポイントを付与する介護支援ボランティアポイント制度を導入し、取り組みがなされております。事業の対象は、65歳以上の市内在住者で、登録した高齢者が受け入れ先の介護施設や障がい者施設でボランティア活動を行えば、1回1時間程度の活動で1ポイントが付与されます。制限つきで、たまったポイントは1ポイントについて100円、年間で最大5,000円までの換金ができるものです。ボランティア活動の受け入れ先は29施設が登録をされ、活動内容は施設ごとに決まっており、利用者の話し相手やレクリエーションの指導や演技披露、また清掃活動などがあります。

そして、県内でも、刈谷市では、施設の活動を通じて高齢者の社会参加を促すとともに、自身の介護予防や健康づくりにも役立ててもらおうという目的で、介護予防ポイント事業を本年1月からスタートしています。活動時間に応じて換金可能なポイントを付与することで、元気な高齢者の介護保険料の実質的な還元にもつながるとし、同じく市内在住の65歳以上で要介護1から5の認定を受けていない人や、要支援の認定を受けていても、グループホームなどの特定の施設に入所していないという人は誰でも申し込むことができ、市内にある受け入れ施設から自分のできる活動を選んで、入所先の話し相手や清掃活動、歌や楽器演奏、また配膳やシーツ交換などの補助を行うことでポイントに応じて換金できる事業に取り組まれています。登録者、参加者からは、自身の健康づくりと介護予防のために積極的に活動に参加していきたいという方や、ポイントを換金できることは大変うれしいという方、またサポーター活動を通して入所者の皆さんに喜んでもらうことで、自分自身も元気になるなどの感想が聞かれました。

さらに、津島市では、5年前からボランティア活動実績に付与されたポイントに対し、地域振興券と交換していただくシステムで、例えば老人クラブの会員が講師として実施をする市民向けのパソコン教室や歴史講座にも本制度が適用されています。この5年間、高齢者の社会参加の促進への成果として、毎年参加者がふえ続け、元気に活動されているそうです。

そこで、本市におかれましても、元気な高齢者の皆さんの介護予防や健康づくりのためにも効果が期待できる介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入してはどうかと考えま

すが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入したらどうかということですが、これからの超高齢社会に向けまして、高齢者の方々が生きがいを持っていただき、元気に生活できる環境を築くことは健康寿命を伸ばす大きな要因の一つになるというふうに思っております。

昨年10月に開設いたしました弥富市ささえあいセンターも、有償ではございますが、ボランティア活動に近いものでもあります。まだまだ始めたばかりでございますので、まずこのささえあいセンターをしっかりと軌道に乗せる必要があるというふうに思っております。

また、平成26年度に第6期の介護保険事業計画の策定に取り組んでいく必要があり、この中で、要支援1・2の方を対象とする総合事業や、ポイント制度の介護ボランティア活動と融合するかどうか、可能かどうかということを見きわめる必要があるというふうに考えております。

まずは他の市町村とか先進地の総合事業の取り組みを研究しなければならないというふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員に追加答弁させていただきます。

私、少し調べまして、年齢が65歳から74歳、前期高齢者という表現をしているわけですが、今、弥富市には4,500名お見えになります、この世代の中で。そして、要支援、あるいは要介護という形で認定をされている方はわずか4%でございます、その数は約230人というような状況でございます。

しかし、後期高齢者という言葉はよくないかもしれませんけれども、75歳以上になりますと、今、弥富市には6,000人お住まいでございますけれども、一気に要支援、要介護の人数が7倍になってしまうという形で、約千五、六百人の方が要支援、要介護。ある意味では4人に1人が要支援、要介護の認定者になってしまうということが私どもの数字の背景としてはあるわけでございます。これを何とか食いとめていかなきゃならない、そういうことを強く思っているわけでございます。

先ほど担当部長がお話をさせていただきましたけれども、第6期の介護保険事業計画の中にこの辺のことをきちっとたい込んでいかなきゃならないだろうというふうに思っているところでございます。しっかりと時間をかけて、ボランティアの方に介護支援をしていただくということも含めて、計画の中に織り込んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ポイント制度につきましては、他の先進地もありまして、取り組みを今後研究していただけないかということでございますので、それでは、関連の質問をさせていただきますけれども、先ほど部長のほうからお話ございましたささえあいセンター事業も市民の皆様が大変喜ばれているとお聞きをいたしておりますが、ささえあいセンターでの協力会員の方が津島市のように介護施設に出向いて、利用者の皆さんの話し相手などのボランティア活動はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 弥富市のささえあいセンターの利用会員に介護保険施設及び障害者福祉サービス事業及び指定障害者支援施設を運営する法人を昨年11月から新たに要綱に加えることになりました。現在は2つの介護保険事業所を運営する1法人が登録してございます。

日曜日を除く毎日1人から2人の協力会員がそれぞれの事業所で利用者の話し相手のボランティアをしていただいております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

11番（炭竈ふく代君） ささえあいセンターは、地域の事業の役割として大変重要な位置にありまして、誰もが気軽に参加をし、また今後は会員の増加にも期待できるものかと思えますけれども、今回私が質問させていただきましたのは、元気な高齢者によるボランティア活動を通して、御自身の介護予防や健康づくりのため、またポイントをためることで、楽しみながら活動に参加していただくという、またささえあいセンターとは違う観点からの事業でございまして、そうした意味から、先ほどよりお話がございましたけれども、第6期介護保険事業計画におきましては、要支援の方の予防給付である訪問介護や通所介護の部分が介護保険から切り離されることで、市町村が取り組む総合事業に移行され、市町村独自のサービスなどが位置づけられるということでございます。現在のささえあいセンターは、どちらかという利用者個人が中心であるかと思えます。私がお願いしたかったのは、施設の利用者に対するボランティア活動のことでありまして、元気な高齢者の方々がボランティアグループを結成するなど、こういったグループの育成などにも御理解を賜って、先ほど市長からお話がありましたけれども、今後、ポイント制の導入に対しましても、近隣の市町の研究を重ねまして、将来に向け御検討いただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

議長（佐藤高清君） 次に平野広行議員、お願いします。

7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問いたします。

早いもので、平成26年となって2カ月が過ぎ去りました。この地方に春を告げる国府宮のはだか祭も無事に終わり、暖かくなるころでしたが、その後、大雪が降り、寒い日が続いているきょうこのごろでございます。

世の中、アベノミクス効果で大企業は大いに潤っておりますが、我々庶民にはほど遠い話であります。

そんな中、少しでも市民の皆様に温かさを与える施策の26年度予算の審議を行う3月定例会が始まりました。我々議会は、市民の代表として、市民の皆様の生活をよりよくするため、しっかりと来年度予算の審議を行ってまいりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、弥富市も合併して8年目を迎えることとなり、第1次総合計画の後期基本計画が策定されました。きょうはこの後期基本計画についてお伺いいたします。

前期基本計画点検・評価報告書の中において、職員の皆様が自己採点を行った結果が昨年報告されましたが、平均すると69.4点でありました。学校における試験結果でいえば、不可ではありませんが、良でもなく、可でもなくといった点数であり、職員の皆様にとっても、自己採点とはいえ不本意な結果だと思えます。ましてや、弥富市民にとっては満足できる内容ではありません。

弥富市の職員の皆様が優秀な方ばかりであります。やればできますので、後期基本計画が終わる5年後には、最低でも80点以上の自己採点結果が得られるようしっかり頑張っていたきたいと思います。我々市民も大いに期待しておりますので、よろしく願い申し上げます。

さて、平成21年に策定された弥富市第1次総合計画も前期基本計画が終わり、平成26年から今後5年間の後期基本計画が策定されましたが、この策定に当たり、前期基本計画の達成度を6分野53項目にわたって検証し、また市民アンケート調査の結果を踏まえて策定されたことと思いますが、これらについて、順次質問いたします。

まず初めに、第2章、弥富市の将来像について質問いたします。

平成21年に第1次総合計画を策定するに当たっては、弥富市を北部、中部、南部の3つの地域に分割し、それぞれの地域においてワークショップを開き、各地域のさまざまな問題を提起し、その解消に向け、基本計画が策定されました。

しかし、今回はランダムに抽出された市民2,500人のアンケート調査、有効回答数1,077人のアンケート調査の結果に基づいて行っております。そして、その結果、満足度において、弥富に愛着を感じている人が83.4%、住み続けたい人が84.8%となっており、平成18年に行った調査と比べると、どちらも約3%ずつふえております。その背景には、医療・福祉サービスの充実、公共交通機関の便利さ、日用品・食料品の買い物のしやすさといった項目で満足度が高く、このような結果となっているのであります。

しかし、これらの回答は、北部地域からの回答が大きなウエートを占めているわけで、南部地区、十四山地区においてはこの回答にはそぐわないと思えます。

そこで、まずこのアンケート調査の結果について、どのように受けとめているのか、伺い

ます。

例えば予想どおりであったとか、予想以上であった、予想以下であった、いろいろあると思いますが、どのように受けとめてみえるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） アンケート調査の結果につきましては、議員の述べられたとおり2,500人の対象で1,077人の回答数であります。

その回答の小学校区別の内訳を申し上げますと、白鳥小学校区146人、13.6%、弥生小学校区258人、24.0%、桜小学校区330人、30.6%、大藤小学校区77人、7.1%、栄南小学校区83人、7.7%、十四山東部小学校区74人、6.9%、十四山西部小学校区60人、5.6%、自分の学区がわからないというのが37人、3.4%、学区を無回答の方が12人で1.1%という調査結果でございました。

議員のおっしゃられるとおり、人口の大小に応じた小学校区別のアンケート数にはなっておりません。

市全体としての結果としては、お示ししているとおりであります。各小学校区ごとのアンケートデータも捉えておまして、住み続けたいという定住意向についての問いの居住小学校区別では、十四山西部小学校区が90.0%で最も高く、次いで十四山東部小学校区89.2%、白鳥小学校区と弥生小学校区が同率で85.7%、桜小学校区が84.9%、栄南小学校区が83.1%、大藤小学校区は80.6%の順となっており、ばらつきはございますが、全体としては定住意向は高いものと考えております。

各小学校区ごとでの満足度も分析データとしてございまして、それぞれの地域ごとの結果にも差はございます。それぞれの地域のアンケートからのニーズを取り込み、行政運営をしていこうと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 住み続けたいと思う人が84.8%もあり、平成18年合併時の調査よりも3%ふえたということは、弥富市にとっては非常にいいことだと思います。

以前、横井議員から紹介がありました東洋経済の全国790市における住みやすさランキング2013年比較表によりますと、弥富市は全国で36位であり、尾張18市においても、長久手、日進、豊明に次いで4番目であります。このようなことから、結果として84.8%の人が住み続けたいと思うのも当然かもしれません。

しかし、この答えの受けとめ方として、最大多数の最大幸福として受けとめて満足せず、少数意見の尊重に十分考慮して、後期基本計画を進めていっていただきたいと思っております。

弥生、桜、日の出、白鳥小学校区、いわゆる北部地域の人口は弥富市全体の70%であり、十四山、大藤、栄南といった中部、南部地域は約30%であります。しかし、面積は、逆に北

部地域約30%、中部、南部地域合わせて約70%であります。ましてや、栄南においては、人口比において約6.7%、大藤7.2%、合わせても15%なんです。これで、市内全域にランダムに調査をすれば、当然北部地域の意見が全体の意見となるわけでありまして、当初行った北部、中部、南部ごとの問題点に対して、個別に達成度を出して検証すべきだと思いますが、この点に関してはどのように考えてみえるのでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほどの答弁と重複いたしますが、各小学校区ごとのアンケートから、北部、中部、南部の捉え方など、アンケートデータから満足度や施策の重要度などを分析し、市全体の結果が全てではなく、各小学校区ごとの結果も検証しながら、今後も政策の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 第1回のワークショップにおいて、北部、中部、南部の各地域から不満足な点がいろいろ出ました。北部地域においては、弥富駅周辺の整備、夜間における防犯対策、中部地域においては、公共交通機関の整備、夜間における防犯対策、災害対策が問題提起されております。南部地域においては、栄南学区の不満足度の上位には、日常の買い物の利便性が悪い、電車等公共交通機関の利用が不便である、この2点が上げられております。また、要望事項としては、臨海工業地域で働く人の住環境の充実、小学校近くに若い人をふやすための住宅地の建設、名古屋市へ出るための鉄道、あるいはその他の公共交通機関の充実が上げられており、根底には人口増につながる施策を一番望んでいるわけでありまして。

栄南小学校の生徒数も、平成25年において120名ですが、平成30年には推計値では105名となっており、また小・中学校適正規模検討委員会も始まり、学区の編成も取り沙汰されているのではないかと学区民は将来において大変危惧しております。

市長は、施政方針演説の中で、定住人口の増加、特に働く世代である生産年齢人口の増加が不可欠となってまいりますと述べております。

私は、栄南小学校、南部コミュニティセンターを中心とした地域に、食料品・日用品の買い物、個人病院、電気店、理容店、美容店、銀行等、必要最小限の施設を整え、さらにその周りには臨海工業地帯で働く人の住居の提供、そして住宅を建てるのにいろいろな優遇措置をとり、住宅を建てやすい環境整備を行い、いわゆる一つのコンパクトシティ、仮称ですが栄南タウンをつくるというような地区計画を立て、地域の活性化につなげたいと思います。

南部地区の発展なくして弥富の発展はないと言っても過言ではありません。10年後、20年後のこの地域の将来像について、市長の考えを伺います。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

南部地区に対する議員の思いがひしひしと熱く伝わってくるわけでございますけれども、議員が御指摘されているように、現在の南部地区におきましては、地域の公共交通という形のコミバスしか、地元の住民の皆様の足がないというような状況。あるいは日常的な生活の中でお店であるとか、病院であるとか、あるいはさまざまな公の施設等々がないわけでございますので、そういった形では定住環境に対して十分なものが提供されていないということが人口の減少にもつながっているということは否めない事実だろうというふうに思っております。

今回、10年後、20年後の南部地域のあり方ということでの御質問でございますけれども、今、西部臨海工業地帯、弥富ふ頭、そして鍋田ふ頭を中心といたしまして、名古屋港に位置する埠頭におきましては、相当数の物量という形の中で中核的なスーパー中核港湾の担い手をしていただいております。また、既存の工業集積においては、御承知のように航空産業を中心とするアジアナンバーワン航空宇宙産業のクラスター形成特区という形で愛知県知事にも認めていただいているところでございます。そしてまた、そのところにおける産業集積も多くなってきているところでございます。

また、西尾張中央道を初めとする道路ネットワークも整備されつつありまして、その沿道には数多くの企業が張りついてきていただいております。

そうした中で、固定資産税を中心とする税収は非常に大きく貢献をいただいております。

このような形において、工業系の市街地として今整備されていることと同時に、その背後にある南部の地域、いわゆる調整区域内の企業の進出ということについて我々は進めていかなきゃならないということで、都市計画マスタープランというものを策定させていただきました。しかし、これは愛知県の地区計画ということに対して、その整合性を持っていかなきゃならないということがあられるわけでございます。愛知県の地区計画の整合性ということにつきましては、こういうことが記されておるわけです。市街化調整区域内における地区計画のガイドラインをしっかりと示しなさいということでございます。それは、市街化調整区域内においては、住居系、あるいは工業系の秩序ある土地利用を基本的にする場合においては、このガイドラインは南部地区において、津波・高潮対策、あるいは溢水、湛水防除対策がしっかりと示されなければならないというふうに記されておるわけでございます。

いわゆる南部の私どもといたしましてはこのことをしっかりとクリアしていかないと、愛知県の地区計画と私たちの都市計画マスタープランの整合性ができないわけでございます。

そうした中において、今、私どもは、名古屋港を取り囲む自治体、私どもであるとか、飛鳥さんであるとか、名古屋市であるとか、東海市、あるいは知多市があるわけでございます。

が、そういったところと国土交通省の中部地方整備局で、名古屋港に対して津波・高潮対策をどうしていただけるかということ、今、真剣に御協議いただいているところでございます。今、この津波・高潮対策がしっかりとれないと、今の企業群がある意味では津波高潮の防波堤になってしまう。そうした場合には、その背後地にある調整区域内は全く私たちが心配するような形になってしまう。そういうことに対して、まずは津波・高潮対策をしっかりしていただいて、その背後にある調整区域を守っていただくということが非常に重要だろうというふうに思っております。このことについて、しっかりと整合性をとりながら、都市計画マスタープランも進めていきたいというふうに思っているのが1点でございます。そして、多くの企業が進出しやすいような環境づくりをしていくということでございます。

一方、市全体で1,600ヘクタールの水田がございます。そのうちの70%近くがこの南部地区に集中しておるわけでございます。農業振興地域として、以前から多くの皆様方に御協力をいただき、多くの農産物、米を中心といたしまして、トマトであるとか、ナスであるとか、麦、大豆というものの大きな生産地として生産してまいりました。優良農地ということに対して、転用等においては御承知のように大変厳しいものがあるということでございます。多くの税がこの農地に掛けられ、また農地を守っていくということの施策もさまざまな形で行われているわけでございます。これはこれとして、しっかりと私たちは農地を守り育てていくということを考えていかなきゃならないというふうに思っております。

今、中間管理機構という形の中で、さらに農地の集約化がこれから進もうという中で、いかにコストを下げて、生産性を高めていくか。こういったことがこれからの努力として望まれるわけでございます。

一方では、私は、開発部長、あるいはJ A あいち海部という形の中で、大手の量販店に対して、農地の6次産業化を図っていただきたいという形で、つい先日も大手の量販店を訪れたわけでございます。その企業が農地を持つことはできませんけれども、地権者の方と契約はできるわけです。そして、契約栽培という状況で、名古屋近郊という形の中でぜひ我々を生産地として利用していただきたい。そういうことを強く量販店に求めてきたわけでございます。一つの形として検討したいという御返答はいただいておりますけれども、まだまだ時間がかかろうかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、いわゆる地区計画とガイドラインの整合性、これは津波・高潮対策をしっかりやること。そしてもう一つは、農業振興地域としての農地を守り育てていくためにはどうしていくか。このことが、南部地区における10年、20年の大きな形だろうというふうに思っております。一挙にはできません。一年一年の積み重ねが10年になると思っておりますので、それぞれの地域の皆さん、そして議員各位の御協力をいただきながら、し

っかりと進めていかなきゃならないというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 時節柄、私も各自治会の総会、あるいは福寿会の総会に出席しております。言われることは、やはり南部地区の人口の増、この要望がどこの会合でも言われます。そして、日本の都市というものはやはり港から栄えてきているわけです。幸い弥富市には港があります。ですから、南部地区を最重点地域として、開発、整備をお願いいたしておきます。

それでは、次に移ります。

2点目に、第5章ですが、豊かで活力に満ちた弥富の中でEの評価をつけた、Eの評価というのは現在ほとんど手をつけてないというランクであります。農産物等直売施設の整備検討、これ農政課の所管であります。それから、都市と農村との交流促進、これも農政課。それから、広域観光体制の充実とPR活動等の推進、これは商工観光課であります。以上の3点の施策を進めなくてはなりません。

第1章から第6章の中において、この第5章の豊かで活力に満ちた弥富が達成度60.8点で最低であります。後期基本計画においては、当然のことながらこれらのことをまず第一に進めなくてはなりません。

そこでお伺いしますが、E判定をつけた理由、つけなければならなかったと言ったほうがいいかもしれませんが、この原因について、担当課長からお答えいただきます。

議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

開発部長（石川敏彦君） それでは、平野議員の御質問に対して答弁をさせていただきます。

E評価にした理由でございますが、まず1点目に、農産物等の直売施設の整備検討、農政課所管でございますが、これにつきましては、第5章の中で農林水産業の振興、農産物等の直売施設の整備検討のE評価の理由でございます。

農産物等の直売につきましては、JRあいち海部が運営されております菜々工房やイオンタウン等で行われております。市としましては、道の駅の整備の検討を進める予定でしたが、候補地、費用対効果等の問題もございまして、時期尚早ということで判断をさせていただいたわけでございます。

次に、都市と農村との交流促進、これも農政課所管でございますが、消費者等の交流として、体験農業などの取り組みを掲げておりました。現在、JAでは田植え、稲刈り、脱穀、野菜の収穫体験などの取り組みがされております。民間企業でも農業者とタイアップし、親子での農業体験が実施されているところもございます。市といたしましては、施策の優先順位を下げさせていただいたものでございます。

最後になりますが、広域観光体制の充実とPR活動の推進、これ商工観光課所管ござい

ますが、達成状況につきまして御説明をさせていただきます。

第5章の中で4の観光・レクリエーションの振興でございます。これ67.9点でございますが、掲げた7施策のうち、春まつりや新たな事業でございました芝桜まつりを開催したことなどから、祭りやイベントの充実、新たな資源の掘り起こし等の活用の2施策が100%の達成度でございます。3施策につきましては75%の達成度となっておりますが、海南こどもの国や野鳥園等の充実促進の1施策が50%の達成度でございました。市民のホスピタリティーの向上の1施策につきましては、取り組むことができなかったため、E評価ということにさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、道の駅構想なんか、時期尚早というような判断をされたということではありますが、私が今申し上げました3点については、別々でなくて、3点をコラボして、例えば道の駅構想を考えてはというふうで、ちょっと説明させていただきます。

そして、設置場所ですが、弥富市南部地区においては、伊勢湾岸道路の開通以来、当地域への交通アクセスが大変向上しております。東隣には鉄道博物館、まだ将来開園予定ですがレゴランド。近い将来であります。西隣には長島温泉、アウトレットモールに囲まれ、車の往来が非常に多い地域となってきました。しかし、それらの車は弥富市を通過するだけで、車をとめ、弥富市にお金を落とすことはありません。それは、本市に立ちどまらせる、魅力ある場所が提供されていないからであります。これらの車を足どめし、本市にお金を落とすだけでいい場所、例えば立田にありますような道の駅のように魅力ある新鮮な地場野菜の販売、金魚、そしてきんちゃんグッズの販売が一体となつてでき、また後期基本計画で追加された農業の6次産業化の研究推進を進めていくこともあわせて考える商業施設の建設についてはどのように考えてみえるのでしょうか。市長にお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

道の駅構想という形のもの、前期におきましては、先ほど担当部長が答弁したとおりでございます。

今回、後期計画を策定するに当たりまして、審議会のメンバーから、ぜひこの項目はきちっとつけ加えてほしいということで、今回の後期計画の中においては、地場野菜の販売、そういった中での道の駅構想ということにつきましては引き続き研究するというので、後期計画に記載をさせていただきました。

しかし、全国には今たくさん道の駅がございます。議員御承知のとおりでございます。よほどそのオリジナリティーというか、しっかりとしたコンセプトがないと、道の駅というのは今後難しいだろうというふうに思っております。

交通体系の中で、道路のネットワーク上、どのような形のポイントに作成していくかということについても十分考えていかなきゃならない。ただ単に、その道の駅があるから、立ち寄っていただけるといふことでは大変厳しいだろうと。観光施設であるとか、あるいはシルバー層が立ちどまっていたくような施設であるとか、さまざまな複合的な施設ということの関連の中で道の駅を考えていくということも一つの考察だろうというふうに思っております。

ただ単に、あそこに道の駅があるからという形で利用していただけるという考え方の中には、やはり市民にも利用していただけるということを十分頭の中に置いていかなきゃならないだろうというふうに思っております。地域の地産地消という形の中で、新鮮なものを食べていただく。おいしさを味わっていただくということも大事だろうというふうに思っております。

今後、どの場所で、どんな道の駅を策定していったらいいかということもしっかりと構想を練っていかなきゃならないというふうに思っております。一度また、議員のほうからも道の駅構想につきましては、先ほどもいろいろと御指南いただきましたけれども、もう少し具体的な形で、どういう形で複合的な道の駅をつくっていくかということをもた御提案いただければと思っております。

単に道の駅だけを置いたんでは、私は、大変今の時代では難しいということも思っております。複合的な施設の一環として道の駅があるべきだろうというふうに思っております。また、知恵を出しながら研究してまいります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤高次郎） 平野議員。

7番（平野広行君） 市長の答弁のとおりでありまして、私もそのように思っております。これは今後課題として、皆さんで考えて、どういった道の駅をつくれば、弥富はこんな素晴らしい道の駅があるという、お客さんも引きつける、そういった魅力ある店づくりをしていきたいと思っておりますので、また皆さんと一緒に考えていきます。よろしくお願いいたします。

次に3点目ですが、第2章、快適で安全・安心な弥富の中で、消防・防災の充実について伺います。

この中で、現状と課題について、東日本大震災では、被災地の消防団員が大変厳しい状況下において広範な活動を長期にわたって行い、地域住民から高い評価を受けました。本市では、消防団員の確保や昼間の消防力の維持が課題となっていますと述べています。

現在、本市では、定員372名に対し実員325名で、47名不足しています。消防団員の不足、これはどこの自治体においても同じだと思います。

昨年の3月定例会におきまして、伊藤正信議員が女性消防団員について質問されています

が、それに関連して質問させていただきます。

伊藤正信議員の質問に対して、防災安全課長は、愛知県下において活動している女性消防団員は、機能別消防団員という形の考えの中で、防火訪問や消防団のPR、火災予防思想の普及などを行っているようですと述べ、現在、本市では女性の団員はいませんが、今後の検討課題としていきますと答えています。

一方、市長は、女性消防団員と言う前に、男性消防団員に対する再編成をどうしていくかということについて全力を挙げていただきたいというふうに思っていますと答えています。出初め式のときにいただいた資料の中に消防団員募集のチラシが入っていました。その中に、女性の方の入団もお待ちしておりますと書いてありますから、その後よく検討され、このようなチラシをつくられたと思います。

これですね。消防団員募集。一番下のところにピンクで、女性の方の入団もお待ちしておりますと書いてあります。

安倍総理も最近よく言っているのは、日本で活用されていない資源の最たるものが女性の力と力説しております。男女共同参画社会であり、また第6章では、ともにつくる自立した弥富の中で、男女共同参画推進条例に基づき計画的に進めていくと述べております。このようなことから女性消防団員の登用は大変重要であると思います。本市では女性消防団員にどのような形で消防団活動を求めていくのか。そして、何名ぐらいを目標に採用を計画されているのか、伺います。

そしてまた、現在、女性消防団員として採用されている方は見えるのか、伺います。

そして、もし成果指標を立てるとするならば、平成30年において目標は何名でしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 現在、女性の消防団員はおりません。ただし、平成26年度より1名が入団する予定でございます。1名でございますので、機能別消防団としての活動は難しい面があると思いますので、当面は男性の消防団員と同じ任務についていただくことになると考えております。今後、女性の消防団員がふえた段階で、適性に応じた活動をお願いしたいと考えております。

また、平成30年においての目標は特に設定しておりませんが、女性消防団員の確保に努める必要性は感じております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） そこで、弥富市の近隣の市町村において、女性消防団員を採用している自治体を少し紹介させていただきます。

まず岩倉市ですが、現在、女性消防団員は1名であります。この方、非常に元気のいい方

でありまして、60歳以上の方だそうであります。一般の分団に入って、男子と同じように活動されているというふうになっております。また、年齢ですが、岩倉市では18歳以上、年齢制限はありません。上限なしであります。

津島市は女性消防団員17名、こちらは本部付の団員で、主にソフト面の活動をされているということでありまして。平均年齢41歳、最高年齢51歳で、こちらのほうも年齢制限はありません。18歳以上、上限なしということでありまして。

それから豊明市、女性消防団員1名であります。こちらは25歳の女性で、分団に入って男性と同じ活動をされているそうであります。こちらも年齢制限はありません。18歳以上、年齢の上制限はありません。

常滑市、女性団員は、本部付団員で6名、主に広報活動が中心となっております。こちらでも18歳以上で、年齢制限はありません。

知多市は11人でありまして。各分団に数名ずつ配置されているそうであります。年齢は24歳から53歳までの方が現在活動されていると、こんなように伺っております。

そのほか、みよし市が50人、北名古屋7人、半田市7人、こんなようなところが現在の女性消防団員の活躍しているところでございます。

続きまして、消防団員の募集についてですが、本市においてはホームページ上で団員の募集を行っているのでしょうか。まずお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） ホームページのほうで消防団員の募集を行っているかということでございますが、ホームページのほうの掲載につきましては、現在準備を行っているところでございます。

ちなみに広報のほうでは、3月号で消防団の特集を掲載しまして、PRに努めているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 今、答弁がありました。私もホームページで確認しましたが、現在、消防団員募集のコーナーはありませんでした。

他の地区のことをちょっと、ホームページ上のことを御紹介します。

まず、消防団に関する質問というふうなことで掲載してありまして、消防団って何。火事や火災が起きたら、消防団はどんな活動をするのか。災害時以外にも活動はあるのか。訓練等はいつ行っているのか。女性にもできる活動はあるのか。報酬は出るのか。活動中にけがをしたら、どうなるのか。こんなような項目を設定して、それに市側が答えるというようなふうになっております。こんなような弥富市消防団に関するコーナーを本市でもつくって、ホームページ上に載せて、団員の募集をしていただきたいと思います。

消防団活動は、単に火災に対応するだけではありません。東日本大震災でわかるように、災害時における消防団の活動は非常に大事であります。地域に密着し、有効な救助活動ができるのも消防団であります。したがって、団員の確保には最善を尽くさなくてはなりません。しかし、仕事をする傍ら、消防団活動をするには困難もつきまといます。

そこで、横浜市が平成24年3月31日に施行した70歳定年制、あるいは岩倉市、津島市、豊田市、常滑市といった自治体においては定年制がありませんが、これらの件についても検討してみてもどうかと思います。

横浜市の場合、平成25年4月1日で56歳以上の消防団員は、男子1,902名、女子360名の合計2,262名であり、女性の平均年齢は51歳で、男性団員の中にまじって同じ任務を行っているようであります。

現在の本市の60歳定年制では、現役で仕事に従事している方がほとんどであり、自由な時間を持った方は少ないわけであります。60歳を過ぎてから、初めて自由な時間が持てるわけですから、定年の年齢を70歳に上げたほうがいいと思います。

また、本市の場合、その一方で、60歳から70歳ぐらいの方を中心とした自主防災組織の充実を考えるのも一案であります。消防団を充実させるのか、また自主防災組織を充実させて、対処するのかの選択ではなく、どちらも充実させて、防災活動には万全を期すべきであると思います。

昨年の3月定例会における市長の答弁にもありますように、まず男性消防団員の再編成を考えているという考え方にもマッチすると思います。

そこで、この70歳定年制、さらには定年制なしといったことについての考えをお伺いいたします。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 自主防災会の活動と消防団の活動につきましては、その活動範囲が違うため、同一視することは難しいと思いますので、議員御指摘のとおり、両方が充実していく必要性を感じております。

定年制につきましては、以前に同様な意見を市民の方から伺ったことがあります。近隣の市町村では定年制があるところは少数でございますが、60歳以上の方が消防団活動の中心を担っている市町村はありませんでした。

昨年11月に発生した楠地区の火災では、午前0時まで12時間に及ぶ消火活動を行いました。個人によって体力差はあると思いますが、体力面も考え、仮に現在の60歳未満の年齢制限をなくしても、基本的には現在の体制を維持していきたいと思っております。

ただし、消防団の活動は、消火活動だけではなく、防火活動や地域に対する初期消火活動などの啓発もありますので、機能別消防団として、今後60歳以上の方の活動についても研究

してまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、弥富市の消防団は、1分団につきまして23名の定員でさせていただいております。そして、16分団ございますので368名になるわけでございますが、それに団長、中隊長という形で4名加わりまして、現在は372名になっておるわけでございます。その定員数が約50名減ってきているということでございます。これは、とりもなおさず行政改革の一環でございます。本当に消防活動に携わった人に対して費用弁償していこうということが市民の声としてもありました。そして、今までは分団に経費の支払いをしておったわけですけども、それぞれの個人に支払いをしていくということが本来のあり方ではないかという御意見をいただきました。まさにそのとおりでございます。それぞれの分団に対して、費用弁償であるとか、分団としての団員に対する報酬を出しておったわけでございますけれども、これも行政改革の一環として実施したわけでございます。そして、本当の団員数が、その50人を欠けてきてしまっているというのが実情でございます。だから、ここでもう一度再構成していかなきゃならないというのが私の考え方でございます。本当に消防団員として、このまちを守っていただく、あるいは防災、そういったことに対しても携わっていただくということに対する意識、そういうことに燃えていただくということが大変重大だろうというふうに思っております。本当に活動していただく消防団員という形の中では、極めて社会環境の中ではその構成をしていく上においては難しいわけでございます。市の職員も含めて、再度検討していきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 平野議員。

7番（平野広行君） 先ほど部長のほうからも答弁がございましたが、楠であった産業廃棄物業者のスクラップ置き場で起きた火災ですね。会社は違いますが、数年前にも同じ業種のスクラップ置き場で同じような火災があり、全分団が出動しております。

火災の発生は昼少し前の11時50分ごろだと思いますが、この時間帯ですとほとんどの団員が家にいないわけです。出動命令が団長に入り、団長が団員に連絡するわけですが、仕事ですから、仕事をほかって、すぐに消防団活動というわけにもなかなかいきません。しかし、そんな中でも、夕方までには全分団が出動し、夜中の12時ごろまで消火活動を行ったわけがあります。

このような場合、仮に70歳定年制、または年齢制限なしといった制度をしいていけば、仕事のない方が昼間出動でき、若い団員が帰宅した後、交代することもできるわけであります。このようなことから、一度検討をしてみてもいいと思ひ、質問したわけであります。

数年ごとに同じような火災を繰り返しては大変迷惑なことであり、火災発生元の産廃業者に対して、二度と火災が発生しないよう、しっかりと改善策を立てるよう強く求め

ていきたいと思いをします。

そこで、現在までにこの業者から改善策が示されていれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思いをします。

議長（佐藤高君） 伊藤防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、南部消防、それから名港管理組合、そして弥富市といったところで改善命令についての審議をしております。それで、一定の改善の方針が生まれて、例えば山を小さくして小分けにするとか、それから消火施設についてしっかりしたものをつくるとかといった形のものでございまして、立入検査につきましても先月行っております。そういったことで、現在、改善の方向に向かっておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（佐藤高君） 平野議員。

7番（平野広行君） 災害時においては、各地域において、消防団、自主防災会が果たす役割は非常に重要であります。我々市民も、自分たちのまちを自分たちで守るんだという強い意識を持って自主防災会の活動をしなければなりません。行政としても、その活動に対する指導、支援をしっかり行い、市民と協働のまちづくりを目指していかなければならないということを申し上げ、質問を終わります。

議長（佐藤高君） 暫時休憩とします。再開は3時20分とします。

~~~~~

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~

議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に那須英二議員、願いをします。

4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして質問させていただきます。

私の大きなテーマといたしましては、今後の弥富市の保育行政についてでございます。

昨日、平成26年度の市長の施政方針では、子育て支援対策を最重要課題として、拡充を図り、定住人口の増加に努めてきたと。これからはさらに将来を担う子供たちの体力と学力の向上も視野に入れ、教育環境の一層の拡充を図っていきたくないと述べておりましたが、今後、こうした最重要課題をどのように位置づけて、どのように具体的に進めていくのか、お聞かせ願いたいと思いをします。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 弥富市の子育て支援、他の自治体に負けないように一生懸命頑張っているつもりでございます。さまざまな子育て支援をさせていただいております。一つは、き

ようも那須議員のほうから後々保育所についての御質問もあるわけですが、保育所においても、現在は白鳥保育所の建てかえという中で工事を急ピッチにして、この12月、もしくは年明け1月は開所していきたいという方向でございます。弥生保育所に続きまして、そういう形をしているわけでございます。

また、今回は防災機能を備えていこうということで、保育所の屋外に階段をつくりまして、屋上に一時的な避難をしていただくというようなこともしておるわけですが、まずは保育行政の根幹をなす御質問でございますので、私は、そういうような観点からの回答ではなくて、いわゆる厚生労働省であるとか、あるいは児童福祉法という観点からお話をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

御承知のように厚生労働省が指針として出しております、いわゆる保育所指針でございますけれども、子供たちの発達とどう向き合っていたらいいか。これが保育所の大きなお仕事ですよということをうたっております。子供たちは日一日に成長していくわけでございます。保育所の責任者である所長、そして保育士、この人たちが子供たちを育てていく、心身の状態をしっかりとつかんでいく、こういうことが大変重要だろうというふうに思っております。

また、2点目に対しては、保護者に対する支援をどうしていくんだということでございます。保育所の役割は保育でございますので、お預かりをするということがメインになります。お母さんたちがお仕事をされるという中で、子育て支援のかわりをしていくわけでございますので、子供たちの子育て支援の役割をしっかりと果たしていきたいというのが2点目でございます。

それから3点目は、職員の資質の向上。これはやはりいろんな形のものがあるわけがございます。保育所は、そういった意味では、保護者との兼ね合いであるとか、かかわり合いであるとか、あるいは地域とのかかわり合い、そういったようなことが保育所にも向けられるわけでございますので、保育所職員の資質の向上をしっかりと図っていかなくちゃならない。そういうことが厚生労働省の保育指針に定められておりますから、これをしっかりと守っていくということだと思っております。

そしてまた、三宮議員もよくおっしゃいますけれども、児童福祉法についてもしっかりとその意義を正していくということが大事だろうというふうに思っております。

今、私は、いろんな自治会の中で、子供たちの体力、学力についてお話をさせていただいております。小・中学校の児童・生徒の体力は、全国平均的に見ても全体的にレベルが下がってきているということが言われております。昨年12月には大手の新聞を中心にして、体力の衰えということが書かれておるわけでございます。そういったことについても、教育委員会、学校、あるいは家庭の中でしっかりと子供たちを育てていかなくちゃならないというふうに思っております。

また、学力については、大変残念なんですけれども、どこの小学校とは申し上げられませんが、愛知県の平均を下回った小学校がございます。これは大変重要な問題だろうというふうに思っております。教育委員会の立場として、もっとストレートに言うならば、熱血漢の先生を弥富市に引っ張ってきていただきたいということを中心に、子供たちの学校環境を変えていかなきゃいかんというふうにも思っております。また、私たち行政としての役割は、やはり子供たちの環境をしっかりと整備していくこと。そういった形の中で、学力もしっかりと、中期的な課題になりますけれども、もう一度子供たちの学力をつけていくような形でしていかなきゃならないというふうに思っております。

具体的には、もし追加答弁させていただくならば、教育長のほうと話をしておりますので、体力、学力について答弁させていただいても結構かと思っております。

議長（佐藤高清君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

先ほど市長が申しあげましたように、学力と体力向上につきましては、教育委員会と十分な協議をしまして、各小・中学校へ新年度に向けて、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今までの子育てに対する、保育にかけるものと、プラスして、体力、小・中学校にも目を向けていくということでもございました。

ただ、今、本当に国のほうから、先ほど市長からも答弁の中にありましたけれども、保育にかける指針が見直しされる時期というところで、この26年度中に市町村でも基準等を決めていかなければならないという時期になっております。

これまでの弥富の保育行政は、本当に子育てするなら弥富でというキャッチフレーズどおり、また市長自身が施政方針の中でも述べられていたとおり、住民のニーズに応えるよう大きく努力されて、公立保育所が9カ所ということで、しかも、どの園でもゼロ歳児、8カ月とか、3カ月とか、6カ月とかいうのはあるんですけれども、弥生に関して言えば3カ月、ひのひに関していえば6カ月、その他は8カ月から受け入れが可能ということと、あと、入所したい時期の前月の25日ぐらいまでに申し込めば、その翌月から入れるという、基本的には待機児童がゼロという状況と、あとは保育料が18年間据え置かれてきて、全国から比べても低い平均である愛知県平均のさらに35%ほど安い保育料と。本当に他の市町村から比べてもすぐれたものとなっていると思っております。

その結果、この少子・高齢化の時代の中で、近隣市町が1割、2割と子供の人口が減っている中で、ほとんど子供の人口を減らさず、この弥富の発展を支えている土台になっていると思っております。これ、ひとえに多くの弥富の住民の方や保護者の方、そして行政

が一体となつてつくり出してきた宝とも呼べるものだと私は感じております。

しかしながら、いまだにこの社会全体を見ますと、雇用状況は、正規職員ではなく、非正規職員、パート、アルバイトの不安定雇用などがどんどんどんどんふえ続け、この需要は、アベノミクスとか言われているように、パート、アルバイトなどの非正規はふえていると。しかし、正規職員はなかなか雇用しない、できない状況で、未婚の若者が多いと。だからこそ、この少子・高齢化の問題に対して、何も解決できていないという状況でございます。そればかりか、4月から消費税増税などでさらなる負担感で、より一層結婚できない、少子・高齢化が加速するということまで懸念されております。

そこで、今まで以上に大きな子育て支援をしていかなければ、人口の増加どころか、減少していつてしまう可能性が大きくなります。

市長には、そのあたりも含めて、これからの保育行政や子育て行政について努力していただきたいと思っております。

さて、現在、我が国では、社会保障と税一体改革の中で、保育に関して、先ほど言ったとおり、新制度ということで新たな基準を設けようとしております。

このもとは、児童福祉法の24条第1項の市町村の保育実施義務をなくすという、前の予定でございました。そして、保育を民間市場に全部委ねるとというのが、大枠のもともとの制度でしたが、しかし、多くの保護者や保育関係者などから反対の声が広がって、運動も広がって、この24条第1項の、要は市町村の責任で公的な保育をするという義務が残って、これが民意であるということが証明されたんじゃないでしょうか。

しかしながら、根本的には、この新しいシステムの内容は、民間活力と称して、なるべくお金をかけずに、ただ待機児童を減らし、雇用悪化という状況に対して、多様化する保育ニーズに対応していこうというものなんです。世界の中で日本がどういう状況かといったら、保育や幼児教育にける公的支出というのは本当に最低レベルと。ヨーロッパ、OECD諸国の平均の半分以下、それしかお金をかけていない状態。これでは、少子・高齢化の問題とまともに向き合って、本当にこれを解決していこうという姿勢が見られないと私は感じておりますが、市長にも、ぜひそういった視野に立って市長会などでも発言していただき、国や県にも、弥富の保育がしっかり運営できるように要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤高君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

弥富市の保育行政においては、今、待機の子供さんは一人もおりません。そして、さらにゼロ歳児教育ということに対して、3カ月から、そして6カ月からという形の中で、通常8カ月からお預かりするところを前倒し、前倒しという形の中でさせていただいているところ

が現状でございます。

最近ではゼロ歳児の方が非常に多くなってまいりまして、その子供さんたちにかかる保育士の数というのは非常に急増しているわけですね。我々としては、正規の保育士という形のものが一番望ましい形であることは重々承知しております。しかし、これもやはり財源との兼ね合いもございます。そうした形の中で、嘱託職員という形で経験者の方を臨時雇用させていただいているのも実情であります。

そしてまた、年間では、毎年毎年ですけれども、そういったようなことの進捗に対して、補正予算を人件費として認めていただいているのも実態でございます。

まずは子供さんをお預かりさせていただこうということに対して、待機をなくしていこうということが一番の主目的に置いているわけでございます。いずれの自治体においても、幼児教育ということに対しては、今後、子ども・子育て会議の中でこの1年間しっかりと議論を重ねていくわけでございますけれども、幼保一体改革、幼稚園でゼロ歳児、1歳児をこれから預かっていただけないか。あるいは保育機能を持っていただけないかということが子ども・子育ての大きなポイントになってくるわけでございます。弥富市にも私立の幼稚園が2カ所あります。そういったことに対して、私自身も今働きかけさせていただいているというような状況でございます。いろんな自治体の実例を考えながら、しっかりとした幼児保育、あるいは保育所の運営について学んでいきたいというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 先ほど、一番最初に市長が発言していた内容と、ちょっと大きく矛盾するのではないかなと思うんですけれども、先ほど子供の発展にどう向き合うかと。ただ預かるだけじゃなくて、その人格形成に係る成長の発展ということで、今後取り組んでいきたいと。体力づくりや知能づくりに対してもやっていきたいとおっしゃる中で、ところが、国の方針は、待機児童をただなくすというような方向で、お金をかけずに何とかやりくりしようということで乗り切ろうとしているんですね。ところが、世界の基準で見れば、日本は本当に低い水準であるということをやっぱり認識していただきたいんです。

そこにおいては、市長としては、そういう基準に立って、やはり日本っておかしいんじゃないかということで、本当に国に対しても要請していくという姿勢が求められていると思うので、そういった部分でしっかりした視野に立っていただきたいなと思っているんですが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 全国の自治体、特に政令都市であるとか、あるいは100万都市というようなところにおいては、保育に関するいろんな問題、課題があることも重々承知しております。そういうふうな状況の中においては、日本全体の大きな問題であろうということの中

で、いろんな対処の仕方も今国としては施策としてやっているわけでございます。ただ単に、お金をかけないでどうのこうのということじゃなくて、いかにして、例えば保育機能とか、待機児童をなくしていこうということに対しては真剣に取り組んでいる自治体が多いわけでございます。決してそういう形ではなくて、お金をかけないでどうのこうのじゃなくて、子育て支援の大きな一環として、保育所、あるいは幼稚園というところがどういう機能を果たしていかなきゃならないかということこれから真剣に考えていく時代だと思えます。よろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 例えば弥富で言えば、待機児童がゼロという状況がこれまで続いてきて、守り抜いているわけでございます。この弥富の保育は、本当にそういう観点からすればすぐれていると思っているんです。それが、じゃあなぜほかの自治体でできないのかというのがやっぱり大きな問題だと感じています。

そして、先ほど市長もおっしゃられたように、職員に対して、もっと正規職員を本来で言えば雇っていききたいという思いがありながら、それが財源のためにできないというのであれば、やっぱり財源を引っ張り出してこなければいけないわけですね。それに対して、日本の基準でいうと、まだまだ低い水準だということをやっぱりしっかりと認識していただきたいなと思っております。

新しい制度で、今後予想される大きな流れの動きといたしまして、認定こども園の導入や民営化の動きがございます。

そこで、まず認定こども園や保育の民営化の問題点、そして危惧されるような案件があれば、市側の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 保育園の民営化の問題点はということかということでございますが、新制度での幼保連携の認定こども園は、学校教育、保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設でございます。満3歳以上児の受け入れが義務づけられ、標準的な教育時間の学校教育を提供するとともに、保育を必要とする満3歳未満児は、保護者の就労時間等に応じて保育を提供するものでございます。

国におきまして、今後はこのような幼保連携認定こども園への移行を推進するものと考えられます。

本市におきましては、ニーズ調査の結果も踏まえまして、移行してからの問題点も検証いたしまして、子ども・子育て支援事業計画の中で方針を定めてまいりたいというふうに考えております。

次に、保育所の民営化についての御質問でございますが、本市におきましては、これまで

市内には私立の保育所がなく、公立の保育所だけでございました。しかしながら、就学前の子供が全て保育所に通っているわけではなく、幼稚園や弥富市外の私立の保育所に通ってみえる子供も多くあるわけでございます。

また、他の市町村では、市町村内に公立と私立の保育所、両方があり、保護者の皆様はそれぞれの特色の中で選択をしてみえるところもあると聞いております。

今後、新制度の中でどのような方向がよいのか、検討していくことは必要だと思っております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 大きく私も問題点を考えてまいったんですが、一つは、安全性の問題であるとか、一つは、利用料金の問題、保護者の負担や金銭的な理由によるサービスの格差、または働く職員の待遇や環境の問題があるんじゃないかなと思っております。

まず、安全性の問題として、基準について伺いたいと思います。

御承知のとおり、26年度内にさまざまな基準はこの市町村で決めていかなければならないので、そのことについても触れていきたいと思っております。

現行の保育における面積の基準、そして子供の人数に対する人員配置の基準は現在どのようになっていますでしょうか、お答えください。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず、保育室の面積の基準でございます。まず乳児室、ゼロ・1歳児につきましては、1人につき1.65平方メートル、また保育室を設けた場合は、1人当たり3.3平方メートルでございます。次に、2歳以上の保育室につきましては、1人につき1.98平方メートルでございます。

次に、保育室の基準がどうなっているかということでございます。まず、ゼロ歳児につきましては、3人に1人の保育士でございます。1・2歳児につきましては、6人に対して1人の保育士でございます。3歳児につきましては、20人につき1人の保育士でございます。4歳・5歳児につきましては、30人に1人の保育士でございます。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今後、新しい指針が今まだ国のほうで調整されているところだと思いますけれども、基本的には、国の方針がどうあれ、現在のこの基準を最低でも下げない。むしろもっとゆとりのある方向に持って行っていただきたいと思っておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

児童課長（渡辺秀樹君） こちらの基準につきましては、新制度に移行後も守っていきたい

と考えております。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、守っていきたいということで回答をいただきました。ぜひ守っていただくだけではなく、さらに余裕を持てるような基準にできたらいいかなと思っております。

また、利用料に対しても、今の自民党政権が、選挙公約でも3歳児未満の保育料を無料化すると……。

〔「以上」の声あり〕

4番（那須英二君） 以上ですね。失礼しました。以上の児童に対しては無料化をしていきたいということで選挙公約で上げていたにもかかわらず、その実現はしていないというところでは。

先ほど申し上げたとおり、国際的な水準と比べても日本は本当に負担が大きいということもあって、国がやらないならば、市が防波堤となって住民の負担を引き下げていく方向で考えていただきたいと思うところと、やっぱりこれに対しては、特に先ほど申し上げたとおり、児童福祉法の24条の第1項が復活、わざわざ復活したと。公的責任で子供の面倒は見るんだということが証明されたわけでありますから、国への要望もしっかりとしていただきたいと思っておりますが、市長のほう、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 那須議員のおっしゃるとおりでございます。社会保障、税一体改革の中には子育て支援ということが含まれておるわけでございます。そして、3歳児以上の子供さんに対しては無料にしていきたいというのが先回の選挙の公約でもありました。残念ながらその公約は今のところ達成されておりませんけれども、今度の子ども・子育て会議の中には相当な予算が組まれてくるというふうに思っております。これは、平成27年度からになるわけでございますけれども、その辺の成り行きも注視していきたいというふうに思っております。

私どもといたしましては、大変お金のかかる保育行政でございます。保育行政の予算を見ていただければわかるわけでございますけれども、今、9つの保育所の中で約10億近くのお金がかかっているということが実態でございます。そういった形の中で、正保育士、そして嘱託職員、臨時職員においてはしっかりとそのバランスも考えなきゃならないということは御理解をいただきたいというふうに思っております。

例えば10人の嘱託職員というか、臨時職員の採用することを正職員に置きかえると3,000万円以上のプラスの人件費になるわけでございます。こういったこともしっかりと御理解をいただきながら、我々としては、子供さんたち、あるいは親御さんたちに迷惑をかけないよ

うな形で、まずは保育行政の中でしっかりと子育て支援をするということが重要だろうというふうに思っているところでございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 当然ながら大きな費用がかかっていくというのは承知しているところであります。ただしかし、本当に日本自体の水準が低いという認識のもとで、自治体がこんな負担が大変だと思われるのであれば、むしろそれこそ国のほうに要請していくべきだと私は考えております。

本当に今の弥富市の保育行政は、他の市町村と比べてかなりよいものとなっていると思いますけれども、しっかりとそういった保育が継続して運営できるような状況を全国的にも展開していく。それで、やっと少子・高齢化の問題が解決していくと思いますけれども、そういうふうな観点に立って、市長会等に対しても発信していただきたいという願いでございます。

では、また市のほうに戻しますけれども、今の保育行政で、もうちょっと改善していきたいんだけれども、それがまだかなっていないものがあるようなことがあれば、お聞かせいただきたいのでございますが、どうでしょうか。

議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 弥富市はこれまで子育て支援ということで、保育行政に全力を注いでまいりました。市長が申し上げておるとおりでございます。保育行政、弥富市におきましてはございませんが、都市部においては、先ほど市長が言いましたように待機児童があるということでございます。27年度から子ども・子育て支援事業計画の中で、こういったものをきちっと26年度に議論して、27年度スタート、時間は短いわけでございますが、しっかりと議論し、準備していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そういうことじゃなくて、ごめんなさい。今後、弥富市自体で改善していくところがあるとすれば、検討されているということで、一時保育を拡充していくということが、前回、鈴木みどり議員の質問の回答にもあったかと思うんですけれども、そういった計画ですとか、また今後、まだ検討課題となっているのは、病時保育、病気になったお子さんが安心して預けられるように、仕事を急に休まなくてもいいような部分に対しても、しっかりとフォローできるような保育の充実、拡充の仕方ということで検討していただきたいなと思っております。

それは、多分今ニーズ調査等で調査されておると思いますが、それを含めて、しっかりと住民のニーズに応える保育行政を拡充していただきたいと思っております。

話は変わりますが、先日いただいた資料がありますけれども、職員の配置の問題でございます。

職員の配置を見ると、確かに、先ほど申されたように、人間的な配置の基準は守られていると思っております。しかし、ぎりぎりの構成で、ゆとりがないように感じられます。また、臨時保育士や派遣保育士の割合も年々ふえている。特に派遣に関してはそのウエートが大きくなっているように感じておりますが、これについてはどのように考えておりますでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 職員配置についてお答えします。

現在、保育士の配置につきましては、原則各クラスに正規保育士1名を配置し、子供さんの数によって、保育士数の最低基準を満たさない場合や、お子さんの状況によって基準より多くの保育士を配置するような場合、臨時保育士などを配置しております。ここには派遣保育士も含まれております。

近年、乳児の方の入所が急増しておりますので、全体的に見て、非正規の保育士の方の割合が年々ふえていることは事実でございます。

一方では、一般事務職員、技術職員、保育職員などの全てを含む正規職員の定員管理の適正化につきましては、財政状況が厳しい中、持続可能な行政運営、市民サービスの水準を維持しながら、事業を継続していくには、職員数の削減、人件費全体の縮減を図ることが求められておまして、平成18年の合併から今日まで、22人の正規職員数の削減をしておりますが、保育所の正規保育士の数は減らさず、増員に努めております。

先ほど市長の答弁にもございましたが、社会経済環境の変化などから業務内容が複雑化、多様化している状況の中、限られた財源や制限ある人員で効率的な業務の遂行を図るため、これは市役所の業務も同じでございますが、臨時職員、再任用職員、嘱託職員といった非正規職員の活躍に期待せざるを得ない現状でございます。

今後5年間で11名の保育士が退職を迎えますので、臨時職員、再任用職員及び嘱託職員の配置との兼ね合いを十分考慮した上で職員採用計画を進めてまいります。以上でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 厳しい経済状況というところばかり強調されて言われておるんですけども、一昔前は保育所に臨時職員や派遣職員がおるということは考えられなかった状況ですよね。それが、いつの間にか半分ぐらいになっている。むしろ半分以上になっているという状況は、やはり異常な状況だと言わざるを得ないんかなと思っております。

やはり国の方針でそういうことで、お金をかけない行政ということで人員の削減をどんどん遂行していった。その部分において、保育にかける予算はしっかりと確保するという観点

から、今、市のほうで財政状況が大変だと言われるのであれば、やっぱりここも強く要請していくべきだと私は考えております。

例えば、ちょっと伺いたいんですが、保育士の有休の消化率というのはどのようになっていますか。今わかりますか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 保育士の年次有給休暇の取得状況について答弁をさせていただきます。

保育士の年次有給休暇の取得率は年で平均9.1日でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） そうしますと、20日間ある中で半分以下しかとれていないという現状ではないかと思えますけれども、間違いありませんね。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） この日数につきましては、一般行政職も同じでございます。半分しかとれていないといえば半分しかとれておりませんが、そういう状況でございます。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 今、有給休暇に対しても半分しかとれていない。もちろん役所内にいる事務職員もとれていない状況でありますけれども、そうした休みのとれない状況であると、多くのニュース等でも、バスの事故でもぎりぎりのシフトで行っていたからこそ事故が起こった。特に保育行政に至っては、事故は絶対にあってはならん。そういうところでございますので、そういった部分に対して、しっかりとした配慮も必要であると。特に今も市長が、これから人を育てる保育というところでしっかりとやっていきたいと考えられているようでございますから、そうした部分においても、ぎりぎりの人数ではなくて、余裕を持った人員構成にしていきたいと思います。もしそれがかなわないのであれば、本当に国のほうにもしっかりと要請していく必要があり、その姿勢が求められているんじゃないかなと思っております。

日々の多忙な業務、人員的にも本当に余裕がないという状況も、あと、お昼もなかなか休憩を教室でとったりして、休めない状況だと聞いております。しっかりとそういった部分に関して、休めるような状況にしていく人員配置が必要だと思いますし、あと、毎年のように育児休業の保育士が平均してもあると思うんですけれども、その部分においては、私は正規職員で充当できると考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） まず年次有給休暇の取得状況につきましては、愛知

県平均とほぼ同じでございます、弥富市だけが特段に悪いというものでもございません。

育児休業等々をとられる職員についても、きちんと手当てをしておりますので、その点について、保育に支障を来すものは何もございません。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） 愛知県の平均だからいいという話ではなくて、やっぱりしっかりとぎりぎりの配置じゃないというところを、皆さん自身も大変な思いをしてやってみえると思うんです、日々の業務を。その部分に関して、国に対してもしっかりと要請していく姿勢、今こうだからと。これで諦めてしまうんじゃないで、しっかりとその部分に関して、拡充していくような方向で、強い姿勢を持っていただきたいなと思っております。

そして、後段の質問に関しては、育児休暇をとられている保育士が今平均で7名ほど毎年いると伺っておりますけれども、せめてその部分においては、ずっと大体平均で7人おるということは、その7人は正規職員で雇えるんじゃないですかということを聞いているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

総務部長（佐藤勝義君） 先ほどの正規職員と臨時職員と再任用職員、嘱託職員との全体計画の中で育休の対応についても考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（佐藤高清君） 那須議員。

4番（那須英二君） できる限り経験豊かな、これから経験していく、しっかりとした正規職員になって、今の正規職員の方も本当に大きな負担があると思うので、それを経験できるようにしていただきたいなと思っております。

そして、もちろん臨時職員に対しても、その部分を埋めてもらっているわけですから、基本的には同一労働、同一賃金の同一待遇の観点に立ったことで、臨時職員に対しても、働きやすい環境を整備していくことが必要だと思っておりますので、そのあたりについてもお願い申し上げます。

保育とは、ただ単に子供を預かればいいというものではないということで、市長も同じ方向で考えられていると思っております。

例えば大阪のほうでは、待機児童解消ということで、一見よさそうな印象を受けると思うんですけれども、その実は、はいはいもできないようなスペースの基準であったり、ただ寝かしつける、ただミルクを与えるということで、待機児童をなくすことで受け入れていることもあるということで伺っております。例えばはいはいにおいては、乳幼児にとって大切な体力づくりの一環であり、本当にその幼児の基礎になる部分であったりするので、ただ預かるだけじゃないということと、また、例えば保育ママ等で家庭的保育というものもありますけれども、保育所では、自分と同じくらいの年代のお子さんや、お母さんくらいの大人、保

育士等がいて、その人たちとコミュニケーションを育むといったような大切な役割もあるんです。これこそが大切な成長を助けていく過程だと考えております。

ただ単に基準をクリアしているからいいやとか、とりあえず待機児童がないからいいやとか、何とか職員を回していけるからいいやじゃなくて、人を育成するという観点に立って、ゆとりと余裕を持った、質の高い保育行政にしていきたいなど。人を育てるということは、人的投資ということも踏まえながら、より一層努力していただきたいなと思っております。

そして、弥富の一番誇れる最重要施策として今後も取り組み、これをいろんなところにアピールしながら、市の人口増加もあわせて、市の発展につなげていただけたらよいなと私は考えております。

また、それに対して、予算が全然足りないと。本当に大変な負担があるというのであれば、やっぱりそれができるように、しっかりと国・県に対しても要望して、世界最低水準である、お金のかけない保育じゃなくて、子育てに手厚い支援をして、同時に、一刻も早く少子・高齢化の社会問題を解決するようにしていくべきだと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（佐藤高次郎） 服部市長。

市長（服部彰文） 全国の保育行政の矛盾というのがいろんなところにあらわれていることは事実だろうというふうに思っております。それが、この平成26年一年かけて、子ども・子育て会議の中でどう子供たちの教育をしていったらいいかということに対して、しっかりと協議がされるわけでございます。私どもといたしましては、市民の皆様にもアンケートを伺いながら、しっかりとした方向性を出していこうというふうに思っているところでございます。

ただ待機児童がいなければいいということは毛頭考えておりません。本来ならば、例えば乳児・幼児教育ということについては、お母さんに、あるいは両親に育てていただくのが一番いいということは御本人も一番よくわかっていただいていると思います。それが、私は子育ての基本だろうというふうに思います。しかし、女性の社会進出であるとか、あるいは社会環境の変化の中で、女性がいろんな形でお仕事をしてみえるということに対して、まず私たちの保育所の役割はどういうことだということに対して、先ほども申し上げましたように、保護者に対する子育て支援の応援をしていこうということを行っているわけでございます。そして、その環境に対してもいろんな形で整備をしていこうということでございます。全国的にはいろんな保育所、あるいは幼稚園というのがあると思います。今回、弥富市の幼稚園においても、積極的に3歳児未満の子供たちを自分たちの保育所、幼稚園で預かっていこうとか、教育していこうということが言われております。そうした形の中で、弥富市の全体の保育行政も変わってくるというふうに思っておりますので、いましばらく時間をいただ

きたいというふうに思っております。

議長（佐藤高君） 那須議員。

4番（那須英二君） 本当に市長おっしゃられたように、しっかりと人を育てるという観点を持って、今後の弥富の発展を願ひまして、質問を終わりたいと思います。

議長（佐藤高君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~

午後4時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 横井昌明

同 議員 堀岡敏喜

